

滋賀県地域防災計画

(震災対策編)

案

滋賀県防災会議

目次（震災対策編）

第1編 総則

第1章 安心して暮らせる安全な県土の形成

第1節	滋賀県における地域防災計画の基本理念	1
第2節	防災圏の設定	4
第3節	行政・防災関係機関・県民の役割と責務	7
第4節	各機関の処理すべき事務または業務の大綱	9
第5節	滋賀県の地勢と地震	16
第6節	琵琶湖西岸断層帯等の地震による被害想定	29
第7節	地震調査研究推進本部の長期評価	46
第8節	東南海・南海地震防災対策推進地域	102

第2編 災害予防計画

第1章 安心して暮らせる地域づくりの推進

第1節	防災都市の形成	105
第2節	災害に強い農村の形成	111

第2章 災害に強い基盤づくりの推進

第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	117
第4節	都市の防災構造化と建物等の安全化	119
第5節	電力・ガス施設の安全化	122
第6節	上下水道施設の安全化	127
第7節	通信・放送施設の安全化	129
第8節	危険物施設等の安全化	134
第9節	鉄道施設の安全化	137
第10節	道路施設の安全化	142
第11節	河川管理施設、港湾施設等の安全化	145
第12節	ため池等農業用施設の安全化	147
第13節	土砂災害・地盤災害の防止	148

第3章 災害に備えるしくみづくりの推進

第14節	情報通信体制の整備	151
第15節	火災予防・緊急消火体制の充実	155
第16節	救助・救急、緊急医療体制の充実	157
第17節	災害警備実施体制の整備	161
第18節	物資の確保と緊急輸送体制の整備	163
第19節	広域避難・避難収容体制の整備	168
第20節	災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化	173
第21節	災害復旧・復興への備えの強化	177
第22節	危機管理センター	178
第23節	地震に関する調査、観測体制の推進	182
第24節	災害救助基金の積立および運用	184

第4章 地域防災を担う人づくりの推進

第25節	地震防災上必要な教育および広報に関する計画	185
第26節	防災訓練の充実	189
第27節	自主防災組織の整備	191
第28節	災害ボランティアへの支援	193

第3編 災害応急対策計画

第1節	災害応急対策の活動体制	195
第2節	災害救助法の適用	209
第3節	相互協力計画	212
第4節	自衛隊災害派遣計画	219
第5節	消防計画	228
第6節	救急救助および医療救護計画	232
第7節	情報連絡計画	248
第8節	通信および放送施設応急対策計画	257
第9節	警備計画	262
第10節	交通規制計画	265
第11節	輸送計画	266
第12節	鉄道施設応急対策計画	276
第13節	道路施設応急対策計画	280
第14節	避難計画	287
第15節	飲料水・食料・生活必需品等の供給計画	295
第16節	廃棄物処理計画	302
第17節	住宅対策計画	306
第18節	電力・ガス施設応急対策計画	310
第19節	上水道施設および下水道施設応急対策計画	316
第20節	危険物施設等応急対策計画	321
第21節	建造物等応急対策計画	326
第22節	河川管理施設等応急対策計画	329
第23節	地すべり危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策計画	332
第24節	農林水産施設等応急対策計画	333
第25節	ボランティア対策計画	336
第26節	学校における応急対策計画	338
第27節	帰宅困難者対策計画	341
第28節	災害時要援護者対策計画	343
第29節	東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画	347

第4編 災害復旧計画

第1章 計画的な地域復興の推進

第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	348
第2節	復興計画の策定	349

第2章 被災者・被災中小企業等への支援

第3節	県民生活の支援	350
第4節	住宅の復興	356
第5節	雇用の安定と雇用機会の確保	358
第6節	商工業の再建支援	359
第7節	農林水産業の再建支援	360
第8節	金融機関・郵政事業の復旧	361
第9節	治安の確保および交通対策	363
第10節	激甚災害の指定	364

第1編 総則

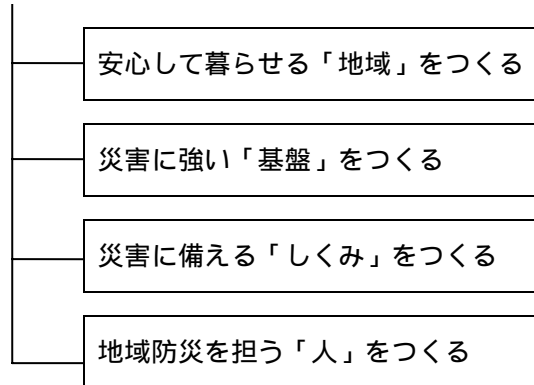
第1章 安心して暮らせる安全な県土の形成

第1節 滋賀県における地域防災計画の基本理念

滋賀県地域防災計画における基本理念を次のように定める。

【基本理念】安心して暮らせる安全な県土の形成

～安心して暮らせる地域づくりと安全を支える基盤・しくみ・人づくり～



地域防災計画の目的は、災害に対する県民の不安を軽減し、安心して暮らせるよう、県土の安全性を高めることであるとの認識に立ち、基本理念を「安心して暮らせる安全な県土の形成」とする。

県民の暮らしの安全を確立するうえで、最も重要なことは、人々の生活の舞台である都市や農村といった「地域」を災害に強い構造にしていくことである。再開発や空地の確保、緑地帯の整備などのハードの視点と自主防災組織をはじめとするソフトの視点から「安心して暮らせる安全な地域づくり」を推進する必要がある。

地域の安全を支えるものとして、建物や交通施設、河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の耐震化など災害に強い基盤づくり、緊急時の情報通信体制や輸送体制など災害に備えたしくみづくり、人々の防災意識の高揚や自主防災組織の整備など防災を担う人づくりが重要である。

そこで、基本理念に基づき、災害に備え、暮らしの安心を育む「地域」「基盤」「しくみ」「人」の4つの方向の確立を目指すものとする。

1 安心して暮らせる「地域」をつくる（災害予防計画 第1章）

防災における「地域(防災圏)」の考え方を確立するとともに、長期的視点に立ち、災害に強い地域づくりを、地域特性に応じた「基盤」の整備や自主防災体制の構築などの「しくみ」の構築、さらには、そのしくみを担う「人」の育成を通じて推進する。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

2 災害に強い「基盤」をつくる（災害予防計画 第2章）

公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や交通施設、河川

管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化を推進する。

3 災害に備える「しくみ」をつくる（災害予防計画 第3章）

防災においては日頃からの備えが重要であり、災害時における情報通信や緊急医療、輸送、避難などの体制整備を行うとともに、災害時における拠点整備を行う。

4 地域防災を担う「人」をつくる（災害予防計画 第4章）

県民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、行動力と助け合いの精神を発揮することが重要であり、防災教育・啓発の推進や自主防災組織の整備などを通じた県民への支援を行う。

また、この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。）第6条第2項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、

東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項

東南海・南海地震に係る地震防災上必要な教育および広報に関する事項

を定め、これらの事項について定めた部分を、東南海・南海地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）と位置づける。

また、東南海・南海法第6条第3項では、推進計画は基本計画を基本とする旨規定されていることから、上述の から に加え、基本計画に定められている次の事項に留意し、推進計画を定める。

防災体制に関する事項

広域防災体制の確立

計画的かつ早急な予防対策の推進

東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

東南海・南海地震防災対策推進計画該当箇所を次表に示す。

東南海・南海地震防災対策推進計画該当箇所一覧

推進計画該当事項	地域防災計画（震災対策編）該当箇所
1 基本方針 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱 3 東南海・南海地震防災対策推進地域、被害想定	第1編 総則 第1章 安心して暮らせる安全な県土の形成 第1節 滋賀県における地域防災計画の基本理念 第4節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第8節 東南海・南海地震防災対策推進地域
4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 5 住宅、公共施設等の耐震診断および耐震化 6 文化財保護対策 7 広域防災体制の確立 8 長周期地震動対策の推進 9 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 10 地域防災力の向上 11 防災訓練計画	第2編 災害予防計画 第2章 災害に強い基盤づくりの推進 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化 第3章 災害に備えるしくみづくりの推進 第15節 火災予防、緊急消火体制の充実 第16節 救助・救急、緊急医療体制の充実 第18節 物資の確保と緊急輸送体制の整備 第19節 広域避難・避難収容体制の整備 第23節 地震に関する調査、観測体制の推進 第4章 地域防災を担う人づくりの推進 第25節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 第27節 自主防災組織の整備 第28節 防災訓練の充実
12 災害対策本部等の設置および要員参集体制 13 広域防災体制の確立 14 物資の備蓄・調達 15 地震発生時の応急対策等（「広域防災体制の確立」以外） 16 資機材、人員等の配備計画 17 自衛隊の災害派遣 18 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止	第3編 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の活動体制 第3節 相互協力計画 第11節 輸送計画 第14節 避難計画 第15節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画 第2節 災害救助法の適用 第5節 消防計画 第6節 救急救助および医療救護計画 第7節 情報連絡計画 第8節 通信および放送施設応急対策計画 第9節 警備計画 第10節 交通規制計画 第12節 鉄道施設応急対策計画 第13節 道路施設応急対策計画 第16節 廃棄物処理計画 第17節 住宅対策計画 第18節 電力・ガス施設応急対策計画 第19節 上水道施設および下水道施設応急対策計画 第20節 危険物施設等応急対策計画 第21節 建造物等応急対策計画 第22節 河川管理施設等応急対策計画 第23節 地すべり危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策計画 第24節 農林水産施設等応急対策計画 第25節 ボランティア対策計画 第26節 学校における応急対策計画 第27節 帰宅困難者対策計画 第28節 災害時要援護者対策計画 第3節 相互協力計画 第4節 自衛隊災害派遣計画 第29節 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

第2節 防災圏の設定

1 防災圏の基本的考え方

阪神・淡路大震災においては、地震災害時の「地域における防災力」の重要性が明らかとなった。大規模な地震災害が発生した場合には、同時多発する災害に対して消防機関をはじめとする各防災機関の迅速・的確な対応が困難となる事態が予想される。また、遠隔地の防災機関が現地に到着するまでには多くの時間を必要とする。従って、人命救助において最も重要性の高い初動期においては、「住民」や「企業」などの「地域における防災力」が担うべき役割は大きい。

このため、滋賀県においては、「地域における防災力」と行政・防災関係機関やボランティア等が緊密に連携し、一体となって災害に立ち向かう体制を築くため、県の地域特性を踏まえた防災圏を新たに設定し、圏域毎に必要な防災施策を推進することにより県全域の防災力の強化を図る。

まず、自主防災活動の活動単位となる圏域を「第1次防災圏」として設定し、市町はその圏域において自主防災組織の育成と活性化のための各種施策を展開する。

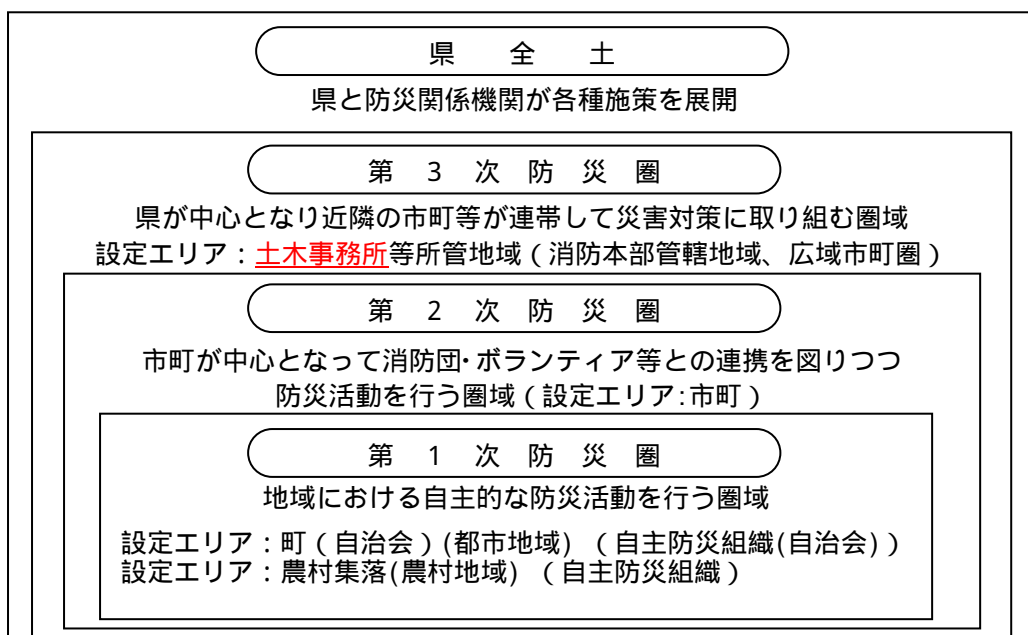
次に、市町が中心となって、地域における防災力等との連携を強化し、防災力の向上を図る圏域として「第2次防災圏」を設定し、地域での防災活動やボランティア活動を支援する各種施策を進める。

さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において土木事務所（大津市にあっては県庁。以下「土木事務所等」という。）が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。（図表1）

滋賀県内においては、都市地域と農村地域が併存している。このため、図表2の左欄に掲げるような防災上の特性をもつ地域を「都市地域」、また右欄に掲げるような防災上の特性をもつ地域を「農村地域」と位置づけ、それぞれの特性に合わせた施策の展開を行う。さらにこれらの特性が混在している地域については、その地域特性に合わせた施策を推進する。

また、「図表3」は、設定された各防災圏における「都市地域」「農村地域」別に展開される施策を整理したものである。

図表1 防災圏設定の考え方



図表2 都市地域と農村地域の地域特性（相違点）

都 市 地 域	農 村 地 域
<p>地域の繋がりは、町単位（自治会）で成立している。</p> <p>新興住宅地域においては、地域の繋がりが弱く、自主防災体制を構築し難い。</p> <p>旧市街地を中心として老朽木造住宅の密集地もあり、都市災害が深刻化することが想定される。</p> <p>震災時には消火栓が使用不能となることも考えられるため震災時のための消防水利の確保が必要である。</p>	<p>地域の繋がりは、基本的には農村集落単位である。</p> <p>地域の繋がりは固く、自主防災体制を構築する基盤は十分にある。</p> <p>土砂災害等の危険はあるが、都市のように震災によって災害が大きく拡大することは少ない。</p> <p>消火栓を補完する水利は必要であるが、都市地域に比べて自然水利の活用が可能である。</p>
<p>消防機関が組合消防体制になっており、数市町を管轄している場合が多い。</p>	

図表3 防災圏とその主な施策(その1)

圏 域	圏域設定の考え方	主 な 施 策
第1次防災圏	<p>町（自治会）単位（都市地域）</p> <p>農村集落単位(農村地域)</p> <p>地域における自主的な防災活動を行う圏域</p>	<p>【都市地域】</p> <p>自主防災体制の構築（住民、事業所）</p> <p>自治会：町単位</p> <p>地域における情報収集・伝達体制の構築（通信機器の配備等）</p> <p>自治会館や公園等の防災活動拠点化（資機材の備蓄、訓練の実施）</p> <p>住民参加による防災の推進</p> <p>消防水利の整備</p> <p>老朽木造住宅密集地における防災体制の構築</p> <p>避難地・避難路の整備</p> <p>【農村地域】</p> <p>自主防災体制の構築(住民)</p> <p>自治会：集落単位</p> <p>地域における情報収集・伝達体制の構築（通信機器の配備等）</p> <p>自治会館や公園等の防災活動拠点化（資機材の備蓄、訓練の実施）</p> <p>災害に強い農村づくりの推進（農業施設の防災化、土砂災害対策）</p> <p>消防水利の整備</p>

図表3 防災圏とその主な施策(その2)

圏域	圏域設定の考え方	主な施策
第2次防災圏	市町単位 市町が中心となって消防団・ボランティア等との連携を図りつつ防災活動を行う圏域	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町と事業者・ボランティア等との連携の促進（総合的訓練の実施） 市町庁舎の防災拠点化 応援物資輸送拠点の確保 ボランティア活動体制の構築 地域における防災リーダーの育成 消防団組織の強化 医療拠点の整備 小中学校の防災拠点化 <p>【都市地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備 防災都市の形成 <p>【農村地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害に強い農村基盤の形成
第3次防災圏	<p>土木事務所等所管地域</p> <p>県が中心となり近隣の市町等が連携して災害対策に取り組む圏域</p> <p>施策内容によっては消防本部管轄地域または広域市町圏がエリアとなる場合がある。</p>	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等を中心として市町と消防本部を含む体制強化（連絡協議会の設置） 地方合同庁舎等の防災拠点化 広域防災活動拠点の確保 災害拠点病院の指定・整備 災害時緊急物資の備蓄
県全土	<p>県全土</p> <p>県と防災関係機関が各種施策を展開</p>	<p>滋賀県地域防災計画災害予防計画に示される各種防災施策</p>

- 2 各防災圏相互の支援体制の確立
 県全体の防災力のより一層の向上を図るため、各防災圏相互の支援体制を確立する。

第3節 行政・防災関係機関・県民の役割と責務

1 滋賀県地域防災計画(震災対策編)の推進に向けて

(1) 計画の性格

滋賀県地域防災計画は、災害対策基本法に基づき県の地域において地震防災上必要な諸施策を推進するにあたっての基本的な方向を定めたものであり、国、市町を含む行政と運輸、電力、電話、ガス、医療等の各分野にわたる防災関係機関や県民が一体となって取り組むべき地震防災対策を定めた総合計画である。

この計画は、災害による被害をできるだけ軽減するために平常時から講ずべき対策を定めた「予防計画」と災害が発生した場合に状況の推移に迅速・的確に対応すべき事項を明記した「応急対策計画」、「復旧計画」の三つの計画で構成されている。

(2) 計画の推進

この計画の理念をひとつひとつ具現化して行くには、計画に掲げられた地震防災対策各般にわたる諸施策を、行政・防災関係機関・県民がそれぞれの役割をきっちりと認識し各自が実施すべき対策を、責任をもって着実に推進して行く必要がある。

各機関は、常に当計画を念頭に、課題の把握と解決へ向けての具体的な方向性や手順を明確にした対策を樹立して計画的に地震防災対策を推進しなければならない。

滋賀県防災会議を本県の防災対策推進の上での総合調整の場と位置づけ、各機関で実施する対策が、県全体として整合性をもって着実に遂行されているかの検討や各機関の垣根を越えて横断的に対応すべき事項の協議や調整等、地震防災対策を遂行する上で生じる諸課題を解決し、総合的な防災対策を着実かつ整合性をもって推進するための要の会議として機能できるよう運営の充実等を図る。

さらに、各機関等は毎年、それぞれの取組実績および進捗状況を取りまとめ、滋賀県防災会議に報告するとともに、広く県民に分かり易い形で公表して行く。

(3) 行政・防災関係機関・県民の果たすべき役割と実現へのアクセス

県

地域防災計画に基づく諸施策は、道路、公園、県土安全施設、住宅、医療、社会福祉施設、教育関係施設等、県政各般にわたる施策の中で総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、県は、具体的な事業の実行計画とその成果目標を「地震防災プログラム」(平成16年3月策定、平成21年3月一部改訂)として設定し、計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組むこととし、本プログラムを、地震防災対策特別措置法第1条の2に基づく「地震防災対策の実施に関する目標」および中央防災会議が地方公共団体に作成を要請している「地域目標」として位置づける。

また県は、行政・防災関係機関・県民が各防災圏でなすべきことをきっちり遂行できる土壌をつくるため、特に第3次防災圏において土木事務所等が中心となって、市町や消防本部との相互連携を強め、住民と一体となった防災体制を構築するよう努める。

市町

市町は住民の日常生活に直結した基礎的な地方公共団体であり、市町長は災害対策基本法第5条に基づき住民の生命と財産を災害から守るための第一義的責任を有する。

各市町は、市町地域防災計画に基づき、必要な対策を計画的かつ総合的に推進するとともに、当該区域内の住民や事業所、団体等の助け合いの精神に基づく自発的な防災活動の促進に努める。

防災関係機関

各防災関係機関は、業務の公共性または公益性に鑑み、所管業務の遂行を通じて、安心して暮らせる安全な県土の形成に寄与するよう努める。

県民

災害に強いまちづくりは、消防や警察などの専門的な力と「自らの命、自らのまちは自ら守る」という県民自身の自発的な防災活動とが一体的に実施されることにより実現される。

このため、県民ひとりひとりが日頃から自分の地域をよく知り、地域を愛し、お互いの助け合いの心を持ちながら、災害への備えの充実に努めることが大切である。

こうした理念に基づき県民・防災関係機関・行政が一体となって、それぞれの持ち場で着実な努力を続け、「安心して暮らせる安全な県土の形成」を目指す。

第4節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱

1 滋賀県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
滋 賀 県	(1) 防災会議に関する業務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施 についての総合調整 (4) 防災施設の整備 (5) 防災のための知識の普及、教育および訓練 (6) 防災に必要な資機材の備蓄および整備 (7) 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 (8) 水防その他の応急措置 (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 避難の指示および避難所開設の指示 (11) 災害時における交通規制および輸送の確保 (12) 災害時における保健衛生についての措置 (13) 被災児童、生徒等の応急教育 (14) 災害復旧の実施 (15) 自衛隊の災害派遣要請 (16) 災害時におけるボランティアの受け入れ対策

2 滋賀県警察本部

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
滋賀県警察本部	<u>(1) 施設、設備等の整備</u> <u>(2) 連絡、輸送手段の確保</u> <u>(3) 教養・訓練及び事前準備</u> <u>(4) 業務継続計画の策定</u> <u>(5) 情報通信・情報収集手段の整備</u> <u>(6) 関係機関との協力</u> <u>(7) 交通の確保に必要な対策</u> <u>(8) 避難誘導に係る対策</u> <u>(9) 県民等への情報伝達・防災訓練</u> <u>(10) 関係機関、ボランティア団体等との相互連携</u> <u>(11) 危険箇所、孤立化集落、重要施設の把握</u> <u>(12) 災害警備活動に関する調査及び研究</u> <u>(13) 警備体制の確立</u> <u>(14) 情報の収集・報告</u> <u>(15) 救出救助活動</u> <u>(16) 交通規制の実施</u> <u>(17) 避難誘導等の措置</u> <u>(18) 行方不明者に係る情報の共有</u> <u>(19) 死体の見分等</u> <u>(20) 二次被害の防止</u> <u>(21) 社会秩序の維持</u> <u>(22) 報道対策</u> <u>(23) 活動の記録</u>
滋賀県警察本部	<u>(24) 警察情報システムに関する措置</u>

	<u>(25)自発的支援の受入れ</u> <u>(26)警察施設の復旧及び職員の健康管理</u> <u>(27)暴力団排除活動の徹底</u> <u>(28)交通規制の実施</u> <u>(29)警衛警護の実施</u> <u>(30)職員の参集・派遣</u> <u>(31)隣接府県等との連携</u>
--	---

3 市町

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
市 町	(1) 防災会議に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 管内における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 (4) 防災施設の整備 (5) 防災のための知識の普及、教育および訓練 (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備 (7) 水防、消防その他の応急措置 (8) 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 (11) 災害時における保健衛生についての措置 (12) 被災児童、生徒等の応急教育 (13) 災害復旧の実施

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 近畿管区警察局	(1) 管区内各府県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集および連絡 (5) 警察通信の運用 (6) 警察災害派遣隊 の運用
(2) 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1) 公共土木等被災施設の査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 災害時における金融機関等の緊急措置の指示・要請 (4) 国有財産の無償貸付等
(3) 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
(4) 近畿農政局 <u>(大津地域センターおよび東近江地域センター)</u>	(1) 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 (2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物、家畜等の防災管理指導および病害虫の防除指導 (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 (5) 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 (7) 災害時における主要食糧の需給調整
(5) 近畿中国森林 管理局 (滋賀森林管理署)	(1) 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 (2) 国有保安林・保安施設等の保全 (3) 森林火災対策 (4) 災害応急対策用材(国有林材)の供給 (5) 国有林野における災害復旧
(6) 近畿経済産業局	(1) 電気およびガス施設の復旧支援対策 (2) 被災事業者の業務の振興、正常運営の確保 (3) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正価格、安定的供給の確保
(7) 中部近畿産業保安 監督部近畿支部	(1) 電気工作物(原子力発電用を除く)の保安の確保 (2) ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 (3) 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
(8) 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1) 所管する交通施設および設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供
(9) 大阪航空局 (大阪空港事務所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
(10)大阪海上保安監部	(1) 災害時における船舶等による救助物資および避難者の輸送への協力

(11)大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	(1) 災害に係る気象、地象等に関する予警報等の発表および伝達に関すること (2) 気象、地象の観測に関すること (3) 防災気象情報の 利活用促進、防災知識の普及啓発 に関すること
(12)近畿総合通信局	(1) 電波の統制管理および有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 防災および災害対策用無線局の開設、整備の指導 (5) 災害時における非常通信の確保および運用監督
(13)滋賀労働局	(1) 工場、事業場(鉱山関係は除く)における災害防止のための指導監督 (2) 被災労働者の地位保全に関する行政指導 (3) 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
(14)近畿地方整備局 (琵琶湖河川事務所) (滋賀国道事務所) (舞鶴港湾事務所)	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (4) 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること (5) 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること (8) 港湾施設の整備と防災管理 (9) 港湾および海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 (10)海上の流出油に対する防除措置 (11)港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 (12)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること (13)公共土木被災施設災害の査定
(15)近畿地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること (2) 環境監視体制の支援に関すること (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

5 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊 今津駐屯部隊)	(1) 災害派遣計画の作成 (2) 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

6 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 東海旅客鉄道株式会社（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社） (2) 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社）	(1) 鉄道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 (3) 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 (4) 被災鉄道施設の復旧
(3) 西日本電信電話株式会社 （滋賀支店） <u>(4) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 (3) 被災施設の復旧
<u>(5) KDDI 株式会社</u> <u>(6) 株式会社エヌ・ティ・ドコモ</u>	<u>(1) 電気通信施設の整備と防災管理</u> <u>(2) 災害時における通信の確保</u> <u>(3) 被災施設の復旧</u>
<u>(7)</u> 日本銀行 （京都支店）	(1) 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
<u>(8)</u> 日本赤十字社 （滋賀県支部）	(1) 日赤医療施設の保全 (2) 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 (3) 災害時における医療、助産等救護の実施 (4) <u>義援金の受付および配分</u>
<u>(9)</u> 日本放送協会 （大津放送局）	(1) 放送施設の保全 (2) 県民に対する防災知識の普及 (3) 気象等予警報、被害状況等の報道 (4) 避難所への受信機の設置・貸与などの対策 (5) 被災放送施設の復旧 (6) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
<u>(10)</u> 西日本高速道路株式会社 （関西支社） <u>(11)</u> 中日本高速道路株式会社（名古屋支社、金沢支社）	(1) 名神高速道路等の整備と防災管理 (2) 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 (3) 被災道路施設の復旧
<u>(12)</u> 独立行政法人水資源機構（琵琶湖開発総合管理所）	(1) 琵琶湖開発施設の操作と防災管理 (2) 被災施設の復旧
<u>(13)</u> 独立行政法人国立病院機構（近畿ブロック事務所）	(1) 国立病院、国立療養所の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院、国立療養所が実施する医療、助産等救護活動の指示、調整
<u>(14)</u> 日本通運株式会社 （大津支店）	(1) 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

(15) 関西電力株式会社 (滋賀支店)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 被災電力施設の復旧
(16) 大阪ガス株式会社 (京滋導管部)	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 被災施設の復旧
(17) <u>日本郵便株式会社</u> <u>(大津中央郵便局)</u>	(1) 郵便物の送達の確保 (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 (3) 郵便局の窓口業務の維持

7 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 近江鉄道株式会社 (2) 京阪電気鉄道株式会社(大津鉄道事業部運輸課) (3) 信楽高原鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 (3) 被災鉄道施設の復旧
(4) <u>一般</u> 社団法人滋賀県バス協会 (5) 琵琶湖汽船株式会社 (6) 社団法人滋賀県トラック協会	(1) 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
(7) 滋賀県土地改良事業団体連合会	(1) ため池および農業用施設の整備と防災管理 (2) 農地および農業用施設の被害調査と復旧
(8) 社団法人滋賀県医師会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫の協力
(9) <u>公益社団法人滋賀県看護協会</u> (10) <u>一般社団法人滋賀県薬剤師会</u>	(1) <u>災害時における医療救護の実施</u> (2) <u>災害時における防疫その他保健衛生活動への協力</u> (3) <u>災害時における医薬品等の供給</u>
(11) <u>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</u>	(1) <u>災害ボランティア活動の支援</u> (2) <u>災害時要援護者の避難支援への協力</u>
(12) 株式会社京都放送 (13) びわ湖放送株式会社	(1) 放送施設の保全 (2) 県民に対する防災知識の普及 (3) 気象予警報、被害状況等の報道 (4) 被災放送施設の復旧 (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分
(14) <u>一般</u> 社団法人滋賀県エルピーガス協会	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 被災施設の復旧

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等	(1) 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 (2) 農林水産関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 (3) 被災農林漁業者に対する融資およびあっせん (4) 被災農林漁業者に対する生産資材の確保あっせん
(2) 商工会議所 商工会等	(1) 災害時における物価安定についての協力 (2) 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
(3) 高圧ガス・危険物 等関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
(4) 新聞社等報道関係 機関	(1) 県民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
(5) <u>社団法人滋賀県歯 科医師会</u> (6) <u>社団法人滋賀県病 院協会</u>	(1) <u>災害時における医療救護の実施</u> (2) <u>災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力</u>

【用語】

この計画において、次に掲げる用語の意味は、本編に定めるところによる。

(県本部)

滋賀県対策本部

(地方本部)

土木事務所の管轄区域ごとに設ける滋賀県災害対策本部の地方本部

(市町本部)

市町災害対策本部

(現地本部)

計画の当該機関が、被災現地に設置する災害対策本部

県本部、地方本部、または市町本部設置前にあつては、県本部、地方本部および市町本部をそれぞれ県、地方合同庁舎（土木事務所）、および市町と読みかえ、本計画の分掌事務により措置するものとする。

第5節 滋賀県の地勢と地震

1 地勢

本県は、本州のほぼ中央、近畿地方の東北端にあつて、若狭、伊勢両湾の湾入により造られた地峡部にあたり、大阪湾に至る低地帯の一部である。

中央部に、東北から南西にかけ、わが国最大の琵琶湖が長く横たわり、周囲は高い山々で囲まれている。県境の山脈の標高は、おおむね 1,000 メートルから 1,300 メートル、琵琶湖の水面の標高は、84.4 メートル余となっている。従つて本県の河川は、県境の山脈に源を發し、瀬田川を除く各河川は、ほとんど中央の琵琶湖に流入している。このため流路延長は短く、野洲川の 65.25 キロメートル、安曇川の 57.94 キロメートルを除けば、いずれも 50 キロメートル未満である。特に、本県の河川の特徴は、天井川とよばれるものであり、河床が流域地帯より高くなっている。これは、山岳の風化した花崗岩が長い年月の間に押し出されて、河床にたい積したものであり、地震などで堤体が決壊するようなことになれば、相当大きな被害が予想される。

2 地形と地質

(1) 地形

本県は琵琶湖を中心として周囲を北は野坂山地、東は伊吹山地、鈴鹿山脈が、西は比良山地、南は甲賀山地が取り囲み、全体として盆地地形を形成している。琵琶湖の東方、南東側は、県下で最も丘陵・扇状地三角洲等の低平地が広く分布する。一方、琵琶湖の北方、西方は、一般的に低平地の發達が乏しく、急峻な山地が琵琶湖にせまっている。

(2) 地質

県下の地質は、日本の地質構造からみると、西南日本内帯に属し、その中でも丹波帯（丹波 美濃帯）といわれる地質構造区分に属している（図 1-5-1）。基盤は、秩父古生層で湖の周囲に広く分布し、これを貫いて花崗岩が各地に露出する。これらの基盤の上には新生代第三紀中新統の鮎河層群が鈴鹿山脈西麓に分布し、古琵琶湖層群が主に湖の南東、南、西側部の丘陵を形成している。丘陵の周辺部には段丘層がみられ、平野部に移行する。構造的には第四紀の六甲変動により生成された「近畿トライアングル」の北端部にあたる（図 1-5-2）。

地質層序は表 1-5-1 に示すように古生層、花崗岩が基盤を形成し、その周辺部を新生代第三紀、第四紀の堆積物が基盤を被覆している。

古生層は大きく分けて湖西の丹波山地、湖東の伊吹山地、鈴鹿山脈に分布し、一般に丹波山地では石灰岩に乏しく、頁岩、砂岩、チャート等から、伊吹山地は、大部分が石灰岩から、また鈴鹿山地は石灰岩を主体とする部分と石灰岩に乏しい部分とからなる。花崗岩は、県下各地の古生層の周辺に分布する。また花崗岩とほぼ同時に併入した（中世代白亜紀）流紋岩類が鈴鹿山脈西麓に分布し、また琵琶湖の多景島、沖ノ島、近江八幡市付近の長命寺山や、きぬがさ山などの平野の孤立丘を形成している。

古琵琶湖層群は、鮮新世ないし更新世の堆積物で下部（古いほう）は 500 万年前のものであるといわれている。これには、現在琵琶湖に生息する淡水貝などの化石を産し、湖成堆積物と考えられている。層相は、未固結の礫、砂、粘土の互層であつて丘陵部には露出し、平野部では沖積層の下部に厚く存在する。

段丘層は、周辺の山地から琵琶湖に注いだ古い河川に沿つて發達した平野、氾濫原、扇状地などが河川の浸食作用により階段状に取り残され形成されたものである。沖積層は、約 1 万年前（または約 1 万 8 千年前）から現在までに堆積した層を指し、主として県下では琵琶湖周辺に發達する平野部の表層に分布する。急傾斜地の裾に斜面からくずれ落ちた礫や砂などがたまってできた崖錐層と呼ばれるものもこの時代に形成されたものであるが、一般に崖錐層は沖積層と区別されることが多い。沖積層は地震災害対策上最も注目されるので、その土性や層厚、地下水位などによって受ける被害も加わる。

（図 1-5-3、4、1-5-2）。

図 1-5-1 日本の地質構造区分と滋賀県の位置

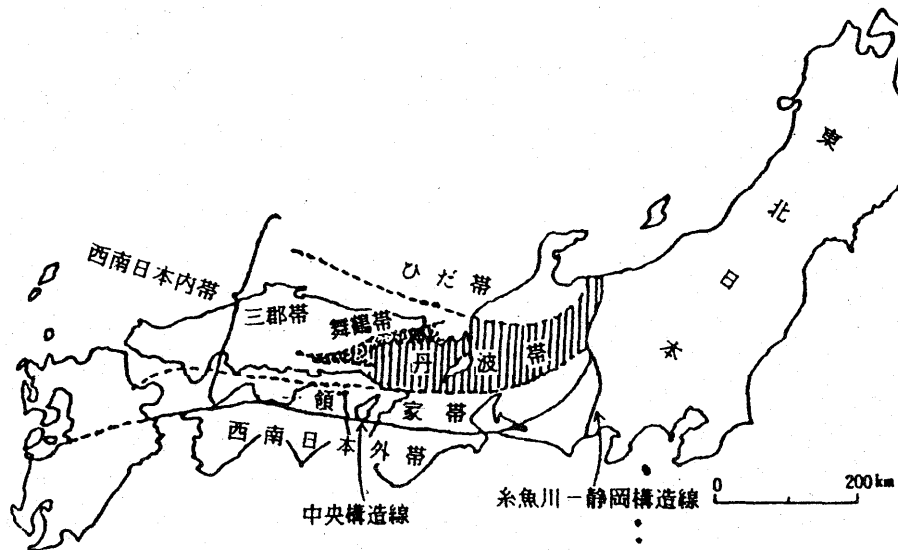


図 1-5-2 近畿三角地帯の地質構造図



表 1-5-1 地質時代の区分と滋賀県の地質・地史概要

何年前 単位 100万 年	地質時代の区分		生物の歴史		地殻の歴史	日本の地史	滋賀県の主な 地層・岩体	滋賀県付近の地史	
0.01	新 生 代	現 世 Holocene	人類	被子 植 物 時 代	氷河時代	激しい 火山活動	沖積層	歴史時代 縄文/弥生/古墳 時代/旧石器時代 鈴鹿・比良産地 の上昇(六甲変動) 象の足跡(甲西町) 伊賀・甲賀に古琵琶 湖誕生(第二瀬 戸内海) 甲賀に浅海の侵入 (第一瀬戸内海)	
2		更新世 Pleistocen					段丘層		
5		鮮新世 Pliocene	ほ 乳 類 時 代		ヒ マ ラ ヤ ・ ア ル プ ス 造 山 運 動		古琵琶湖層群		
26		中新世 Miocene							鮎河層群
37		漸新紀 Oligocene							陸地・侵食の時代
53		始新紀 Eocene							
65	暁新紀 Paleocene								
135	中 生 代	白亜紀 CRETACEOUS	は 虫 類 時 代	アン モ ナ イ ト	裸子 植 物 時 代	カコウ岩の 貫入	県下のカコウ 岩類と湖東流 紋岩類	カコウ岩の貫入 湖東地域に 火山活動	
190		ジュラ紀 JURASSIC							
225		三畳紀 TRIASSIC					陸化(本州造山)		
285	古 生 代	二畳紀 PERMIAN	魚 類 時 代	フ ズ リ ナ	シ ダ 植 物 時 代	古カコウ岩 大山脈の形成	古 暦 層	海底の時代 (海底火山) (広い地傾斜の 海)	
345		石炭紀 CARBONIFEROUS							
390		デボン紀 DEVONIAN							
430		シルル紀 SILURIAN							
500		オルドビス紀 ORDOVICIAN					菌 ソ ウ 植 物		
570		カンブリア紀 CAMBRIAN							
4500	先カンブリア代 (世界最古の岩石) (地球の誕生)		原始的生物		先カンブリアの 造山運動	日本最古の 化石	日本の基礎岩		

(松岡、1979 による)

図 1-5-3 滋賀県地質図



図 1-5-4 滋賀県地形区分図

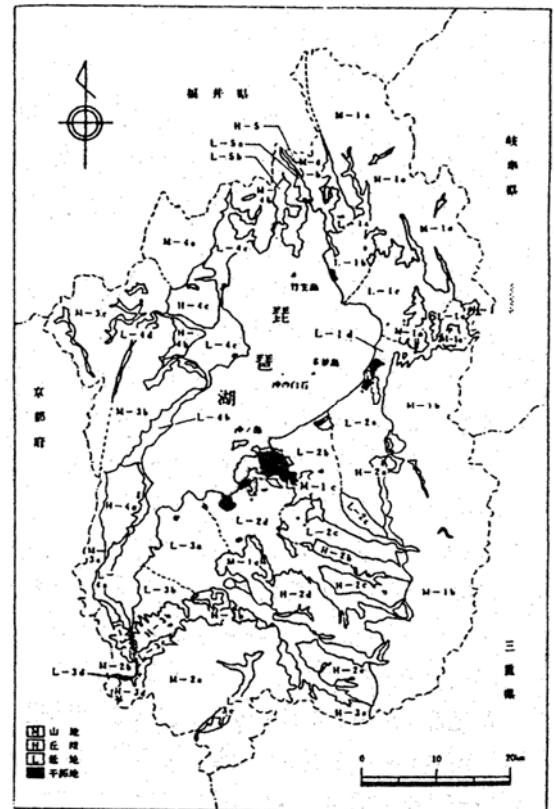


表 1-5-2 滋賀県地形区分表

M	山地	H	丘陵と台地	L	低地
M-1	東部山地	H-1	伊吹山麓丘陵	L-1	a 余呉川低地
					b 高時川低地
M-2	南部山地	H-2	鈴鹿山麓丘陵	L-2	c 姉川低地
					d 天野川低地
M-3	西部山地	H-3	信楽山麓丘陵	L-3	e 山東低地
					a 多賀丘陵
M-4	北部山地	H-4	比叡比良山麓丘陵	L-4	a 芹川、犬上川低地
					b 八日市丘陵
M-5	東部山地	H-5	沓掛丘陵	L-5	b 愛知川低地
					c 日野丘陵
M-6	南部山地	H-6	信楽山麓丘陵	L-6	c 八日市隆起扇状地
					d 水口丘陵
M-7	西部山地	H-7	比叡比良山麓丘陵	L-7	d 日野川盆地
					e 甲賀丘陵
M-8	北部山地	H-8	沓掛丘陵	L-8	a 野洲川低地
					a 甲南丘陵
M-9	東部山地	H-9	伊吹山麓丘陵	L-9	b 草津川低地
					b 瀬田・栗東丘陵
M-10	南部山地	H-10	信楽山麓丘陵	L-10	c 大戸川低地
					c 膳所・石山丘陵
M-11	西部山地	H-11	比叡比良山麓丘陵	L-11	d 大石盆地
					d 郷之口丘陵
M-12	北部山地	H-12	沓掛丘陵	L-12	e 信楽盆地
					a 比叡山地
M-13	東部山地	H-13	伊吹山麓丘陵	L-13	a 北大津低地
					b 比良山地
M-14	南部山地	H-14	信楽山麓丘陵	L-14	b 比良山麓複合扇状地
					c 朽木山地 (丹波山地)
M-15	北部山地	H-15	沓掛丘陵	L-15	c 高島低地
					a 野坂山地
M-16	東部山地	H-16	伊吹山麓丘陵	L-16	鴨川低地
					b 湖北山地
M-17	南部山地	H-17	信楽山麓丘陵	L-17	安雲川低地
					a 野坂山地
M-18	北部山地	H-18	沓掛丘陵	L-18	石田川低地
					b 湖北山地
M-19	東部山地	H-19	伊吹山麓丘陵	L-19	百瀬川低地
					a 野坂山地
M-20	南部山地	H-20	信楽山麓丘陵	L-20	知内川低地
					b 湖北山地
M-21	北部山地	H-21	沓掛丘陵	L-21	d 朽木谷
					a 野坂山地
M-22	東部山地	H-22	伊吹山麓丘陵	L-22	a 大川低地
					b 湖北山地
M-23	南部山地	H-23	信楽山麓丘陵	L-23	b 大浦川低地
					a 野坂山地

3 沖積層と沖積基底面の形状

(1) 沖積層基底面等高線図と沖積層基底面の形状

沖積層基底面の形状は、概略現地形と相似である。基盤の最も低い地域は、湖岸、特に琵琶湖に注ぐ大川の河口付近で、野洲川河口では、T.P. + 60m、愛知川河口付近でT.P. + 67.5m、姉川河口でT.P. + 65m、安曇川河口でT.P. + 60m程度と推定される(図1-5-5)。

野洲川を中心とした湖南地方では、ほぼ湖岸に平行に山地が近づくとつれて次第に基盤が高くなるが、草津川に沿った地域では、軟弱な地点が点在する。等高線はこれを埋積谷地形として示したが、凹地形の地点が点在することも考えられる。

近江八幡市付近の日野川を中心とした地域、特に同市西方の白鳥川に沿った地域、および東方の大中の干拓地に沿った地域は軟弱で等高線は山地側に入り込んでいる。また、市街地の八幡山とJR近江八幡駅の間点付近には地形図においても周辺地盤より5m程度の微高地が存在することが読み取れる。近江八幡市付近はこの地域を中心として周囲ではやや基盤が低いと考えられる。愛知川を中心とし、宇曾川、犬上川などの兩岸に広がる湖東平野は湖岸沿いなどでは資料数が少ないが、沖積層基底面の等高線は山地から湖岸に向けて次第に低くなっている。

彦根市街地付近は、彦根城跡を中心として周辺より沖積基底はやや低い。

姉川・高時川兩岸に広がる湖北平野も一般に山側から次第に湖岸に向かって低くなるが、長浜市(旧虎姫町)付近ではT.P. + 85mの等高線が山側に向かって入り込んでいる。また、虎姫山とその北側山地に挟まれた谷部は凹地形を呈している。一方、長浜市木之本町西方の賤ヶ岳付近およびその南方にはやはり沖積層と判断される軟弱な地盤が局所的に厚く分布し、基盤は凹地形を呈している。

湖西北部の平野および安曇川河口付近の三角洲地域では、収集された資料の分布が偏在しているが、他の平野部同様の傾向を示すとみてよいであろう。

大津市から高島市高島町に至る湖西地域は、比叡山、比良山の山麓部であり、湖岸に向かって次第に低くなっているが、大津市堅田付近では丘陵部から平野部に移行するとき急激に沖積層基盤が低下していることが特徴的である。

(2) 沖積層等厚線と沖積層分布

湖南平野(草津川・野洲川沿いの低地)

瀬田川左岸より草津市付近は粘性土と砂質土層の互層を呈し、沖積層厚は5~10m程度である。

草津市から東近江市(旧八日市市)に至る地域は、概ね砂質土層が卓越し、沖積層厚もJR草津駅付近では約5m程度であって一般的に湖岸に向かって深くなる傾向がある。また、草津川に沿った地域では局部的に軟弱な沖積層が分布する地点が見られる。沖積層基底面図では、谷地形として表現したが、軟弱な凹地形が点在するとも考えられる。

湖東平野(日野川・愛知川・芹川沿いの低地)

日野川付近から近江八幡市にかけては湖岸から干拓地が点在している。近江八幡市付近は既述したように市街地の一部に微高地が点在し、沖積層厚は約5mで、その周辺では沖積層はより厚く7~10m前後であり、白鳥川付近、西の湖方面ではより深い。近江八幡市近郊には八幡山、きぬがさ山などの孤立丘が存在し、この山周辺部には山影の埋め残し性の低湿地と呼ばれる湿地帯が多く分布している。先に述べた西の湖などの低湿地はその例である。従って、近江八幡市を中心とした地域では沖積層の分布は湖岸に近づくとつれて厚くなるのではなく、旧低湿地の分布を反映して複雑な形状を示す。

愛知川以東では荒神山の湖岸側および彦根市街の北方に干拓地が見られるが、この付近も西の湖同様山影の埋め残し低湿地帯である。沖積層厚は新幹線沿いで約5m、東海道線沿いで約10m程度である。

湖北平野(姉川・高時川沿いの低地)

JR米原駅西方の入江地区は、近江八幡市付近と同様の旧湿地帯であり、干拓地である。沖積層は10~15mであり、粘性土層(多くは腐植土層)と砂質土層の互層を呈

す。長浜市付近は、周辺に比較して沖積層は浅いと考えられる。沖積層厚 5 m の等厚線は、ほぼ北陸自動車道に沿っている。また、長浜市を囲むように 5 m 以内の等高線を引くことができる。姉川河口では、沖積層厚は約 20 m に達し、ゆるい砂質地盤を形成している。

長浜市木之本町西方の賤ヶ岳付近には軟弱な粘性土（多くは腐植土層）が厚く堆積し、最大約 30 m に達する。また、余呉川に沿って沖積層が凹地形に厚く分布する地域が点在する。

湖北地方は、柳ヶ瀬断層などの南北性の多数の断層により切り刻まれた沈降地域であり、琵琶湖北部の湖岸線まで急峻な山地がせまり、入江は奥深く入りこんでいる。このように入江に面した大浦・海津などでもボーリング資料から判断すると 10 m 以上の沖積層が分布する。

湖西地方（石田川・知内川沿いの低地、安曇川三角洲地域、その他）

高島市今津町以北の石田川・知内川に沿う低地は一般に湖岸に向かって次第に深くなる傾向を示すが、高島市今津町付近では、腐植土層が多く分布し砂層と互層を成し、沖積層厚も湖岸付近では 10 m を超える。

安曇川に沿う円弧状の三角洲地域は、湖西線付近では砂礫質で良好な地盤であるが、湖岸付近ではゆるいシルトと砂の互層であり、沖積層厚は最大 25 m に達すると判断される。安曇川三角洲の北端・南端部は、それぞれ高島市今津町、高島市高島町の市街地であるが、三角洲の埋め残し部で泥質な土層が卓越し、比較的軟弱である。

大津市（旧志賀町）付近の湖岸に分布する低地は、比良山麓に広がる合流扇状地性堆積物であり、湖岸付近の地質は一般に砂質である。

大津市堅田付近の堅田丘陵から湖岸に至る間に広がる土質は一般に泥質であり、沖積層厚は、丘陵部から急激に厚くなり、最大 20 m（湖西浄化センター内）に達する。

大津市付近は比叡山および音羽山山麓に広がる扇状地性の地形を呈し、土質は砂礫質地盤が卓越し、沖積層厚も湖岸で 7 ~ 8 m 程度である（図 1 - 5 - 6）。

4 活断層

断層は、かつては地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えが有力であったが、現在では「生きている断層」つまり活断層が、地震発生と密接なかかわりをもっていることが明らかになっている。

今日では、防災・減災対策の観点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業が進められつつある。滋賀県を含む近畿・中部地方は、わが国でも、活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内においても、すでにいくつもの活断層が認定されており、その主なものは琵琶湖西岸断層帯（膳所断層、比叡断層、堅田断層、饗庭断層等）、三方・花折断層帯（花折断層等）、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（柳ヶ瀬断層等）などである。

图 1-5-5 冲积层基底等高线图

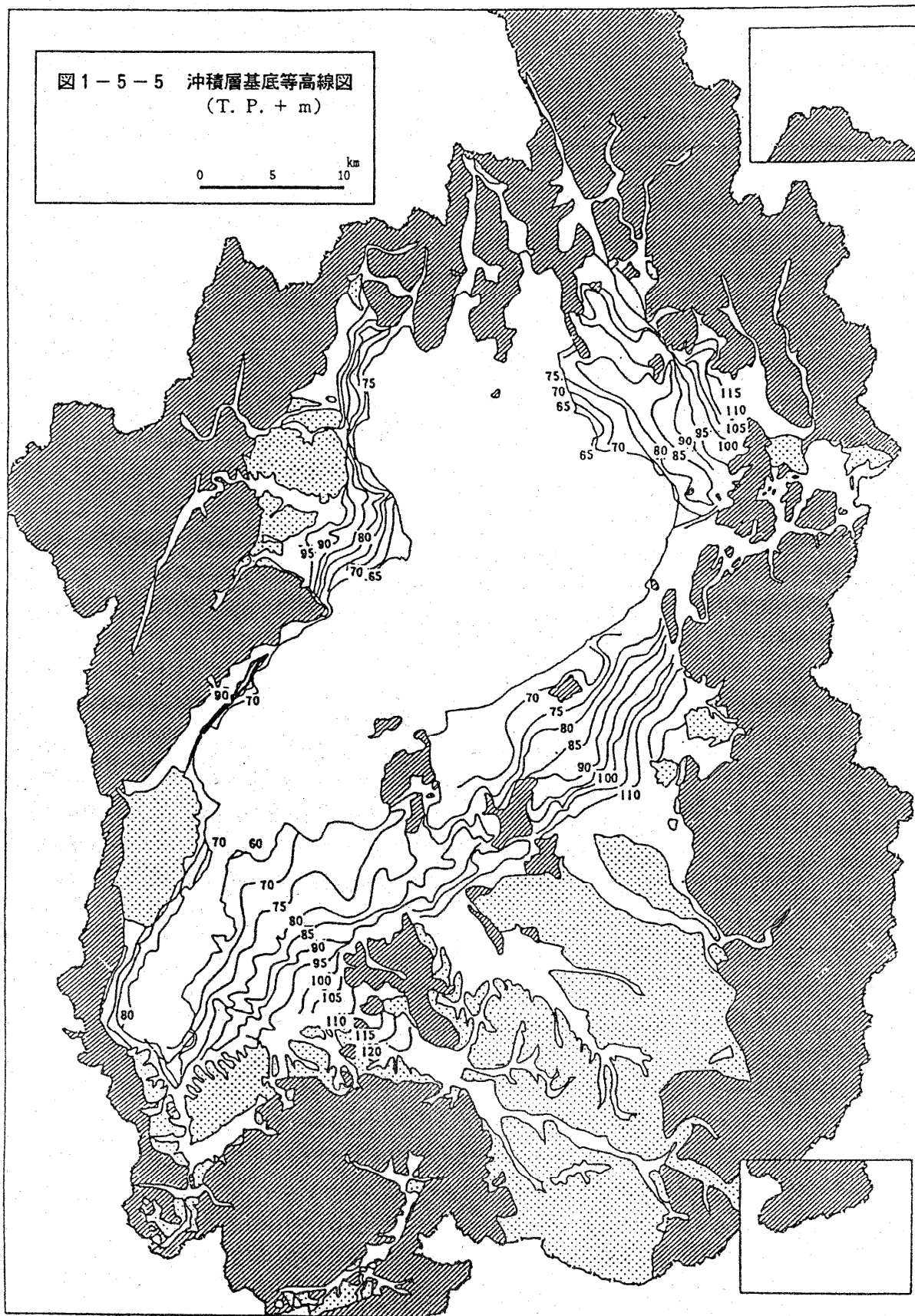
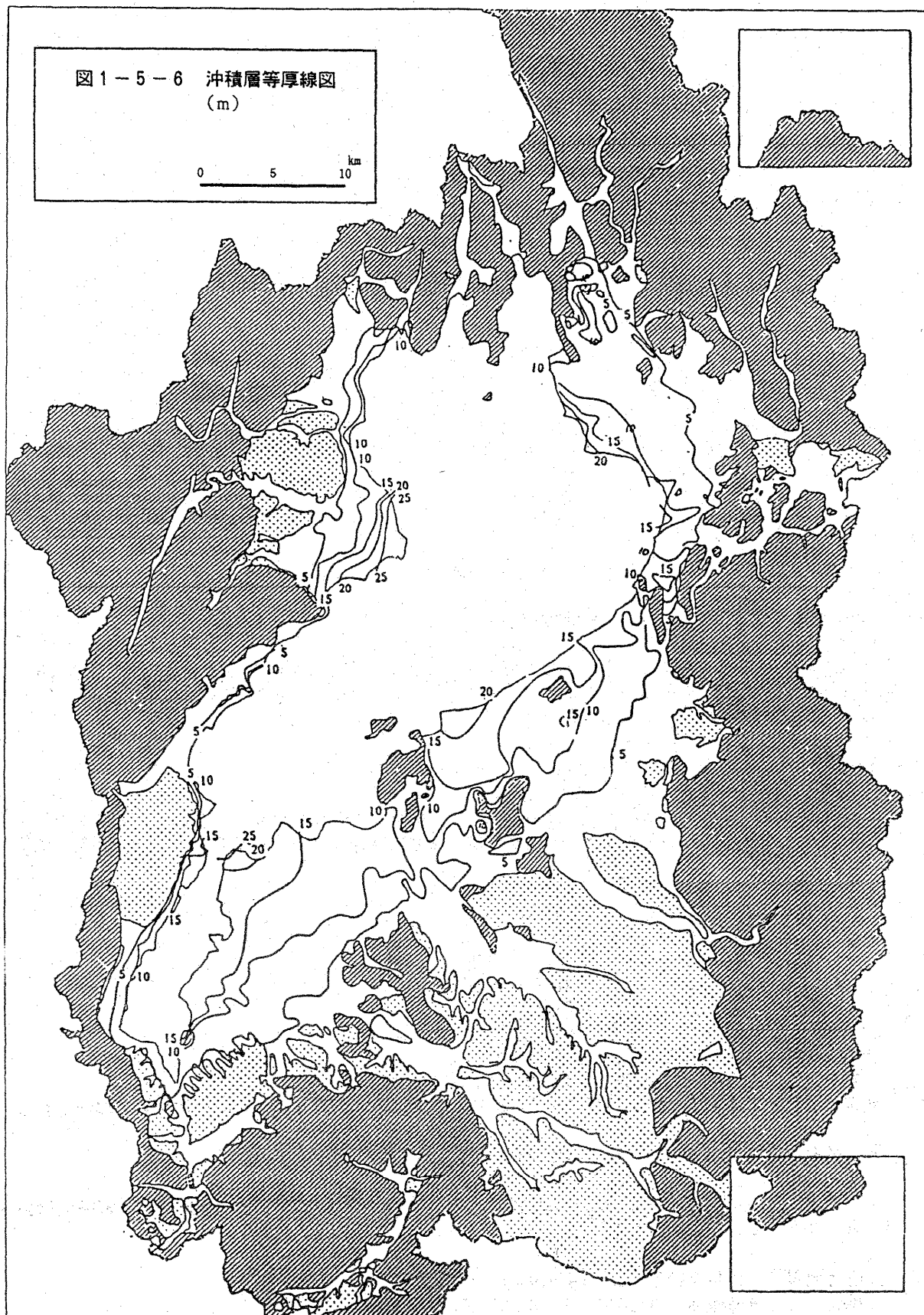


图 1-5-6 冲积层等厚线图



6 本県における過去の地震災害

現存する各種の記録にとどめられた地震のうち過去 120 年間に本県に被害を発生させた主なものは次のとおりである。

(参考資料)

「滋賀県下に被害を発生させた地震一覧表」(資料編)

「琵琶湖付近の活断層と過去に発生した大地震の震央の分布図」(図1-5-7)

(1) 濃尾地震 1891年10月28日(明治24年)

震央 美濃 尾張(136.6°E 35.6°N) M=8.0

マグニチュード 8.0 の大規模な地震は内陸部で発生した地震のうち最大級のものである。震域は九州、陸羽地方から佐渡におよび、根尾谷地震断層を生じた。

死者 7,273人(6)

負傷者 17,175人(47)

全壊家屋 142,177戸(404)

半壊家屋 80,324戸(776)

道路破損 多数(47)

橋りょう落下 多数(7)

防崩壊 多数(177)

山崩れ 多数(1)

()は、うち本県地域の被害
以下同じ。

県内の30%(東北部)が激震、残り70%(南西部)が烈震地域となった。

(2) 大和地震 1899年3月7日(明治32年)

震央 紀伊・大和(136.1°E 34.1°N) M=7.0

大和の北部から紀伊半島の東岸にかけて発生した烈震で、その震域は極めて広い。

奈良県吉野郡南部の山地では斜面崩壊や地面の亀裂が著しく発生し、死者7人、全壊戸数35戸に及んだ。県内では湖東平野南部に強い地震を感じている。

(3) 姉川地震 1909年8月14日(明治42年)

震央 姉川流域(136.3°E 35.4°N) M=6.8

この地震は内陸部に発生した地震のうちでも、最も顕著なもののひとつといわれ、その震央は、本県東浅井郡東草野村山塊の下と認められ、山腹崩壊、地面の亀裂、地下水の変動、表流水の変動、噴砂現象などが見られた。

死者 41人(35)

重傷者 133人(115)

軽傷者 651人(528)

全壊家屋 2,243戸(2,192)

半壊家屋 6,123戸(5,985)

(4) 関東大地震 1923年9月1日(大正12年)

震央 関東南部(神奈川県西部)(139.1°E 35.3°N) M=7.9

被害は一覧表(資料編)のとおりである。滋賀県では彦根が震度4で、古壁の落剥する程度であった。

(5) 北丹後地震 1927年3月7日(昭和2年)

震央 丹後西北部(京都府北部)(134.9°E 35.6°N) M=7.3

この地震は関東から南九州にわたって地震を感じ、県下でも電線、電話線の断線など、軽微ではあるが、負傷者も2名の被害を出した。

(6) 東南海地震 1944年12月7日(昭和19年)

震央 東南海沖(三重県南東沖)(136.2°E 33.6°N) M=7.9

熊野灘の沖合 20 キロメートル地点に震央をもつマグニチュード 7.9 という大規模地震であり、死者 998 人、負傷者 1,859 人、全壊家屋 30,288 戸、流出家屋 3,059 戸とい

う大きな被害を出した。県内の被害は、湖北の湖畔デルタもしくは泥炭の発達地域に集中しており、その被害は次のとおりであった。

負傷者	1人
全壊家屋	16戸
半壊家屋	33戸
工場の全壊	3棟

(7) 南海地震 1946年12月21日(昭和21年)

震央 南海道沖(和歌山県南海沖) (135.8°E 32.9°N) M=8.0

高知県の海岸地域に顕著な地形変動を生じたマグニチュード8.0のきわめて大きな地震であり、その震害は四国、九州、近畿、中国および中部地方の一部にもおよんでいる。被害も大きく、

死者	1,330人(3)
負傷者	3,842人(1)
全壊家屋	11,661戸(9)
半壊家屋	23,566戸(23)

となっており、県内ではこのほか工場の全壊や、電話線、電線の断線等の被害が生じた。

(8) 福井地震 1948年6月28日(昭和23年)

震央 越前平野(福井県嶺北) (136.3°E 36.2°N) M=7.1

越前平野全域にわたって大被害をおよぼした。

特に被害のはげしい地域は、九頭竜流域の平野で多数の地割れや噴砂現象が生じた。

被害は、死者3,769人、負傷者22,203人、全壊家屋36,184戸、半壊家屋11,816戸、焼失家屋3,851戸、滋賀県の被害は、彦根地方で全壊家屋1戸であった。

(9) 吉野地震 1952年7月18日(昭和27年)

震央 奈良県 (135.8°E 34.5°N) M=6.8

この地震の有感地域は近畿、中部、中国、四国、関東地方および大分県、福岡県の一部におよんでいる。被害は吉野川流域に大きく、

死者	9人(1)
負傷者	139人(13)
全壊家屋	20戸(6)
半壊家屋	26戸(6)

となっている。

(10) 兵庫県南部地震 1995年1月17日(平成7年)

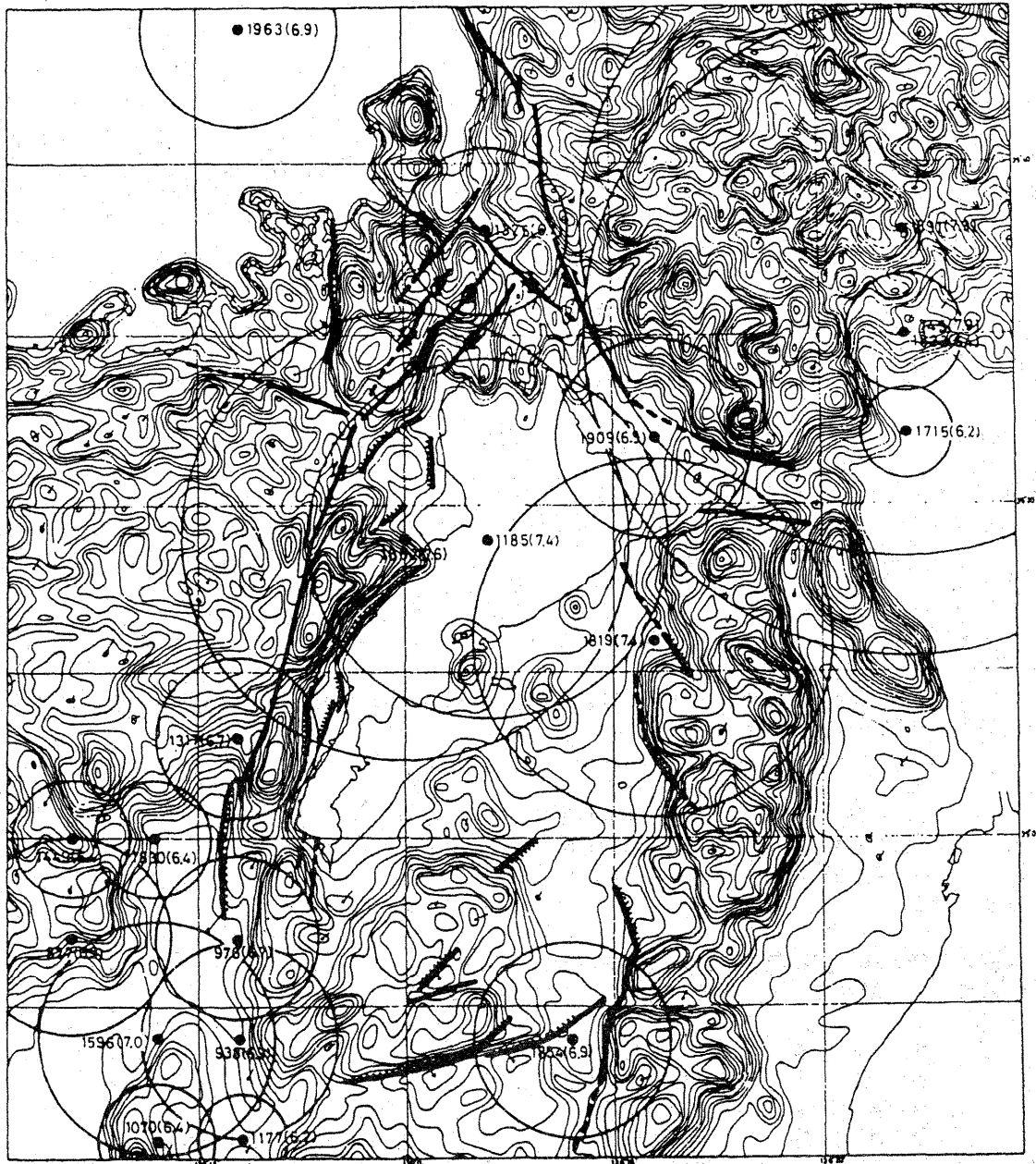
震央 大阪湾 (135.0°E 34.6°N) M=7.3

死者	6,434人
負傷者	43,792人(9)
全壊家屋	104,906棟
半壊家屋	144,274棟

県内では彦根で震度5を記録。鉄道や道路の一時不通や断水、停電、ガス漏れ等の被害があった。

1923年以後の地震のマグニチュードおよび経緯度は、気象庁震源カタログによる。

図 1-5-7 琵琶湖付近活断層と過去に発生した大地震の震央の分布図



(太線)

- ・ 活断層で矢印を付したものは、横ずれ断層(矢印の方向は変位の向き)を示す。
- ・ 同じくケバを付したものは、逆断層(ケバを付した方に断層面は傾く)を示す。

(黒丸)

過去に発生した大地震の震央を示す。

(数字)

発生年(マグニチュード)である。

(円)

各地震に対応する地震体積(球として)を地表に投影したもので、平面的にはこの程度の広がりをもった区域に歪が蓄積されて地震が発生したと考えられる。

7 地域の特性と地盤災害の特徴

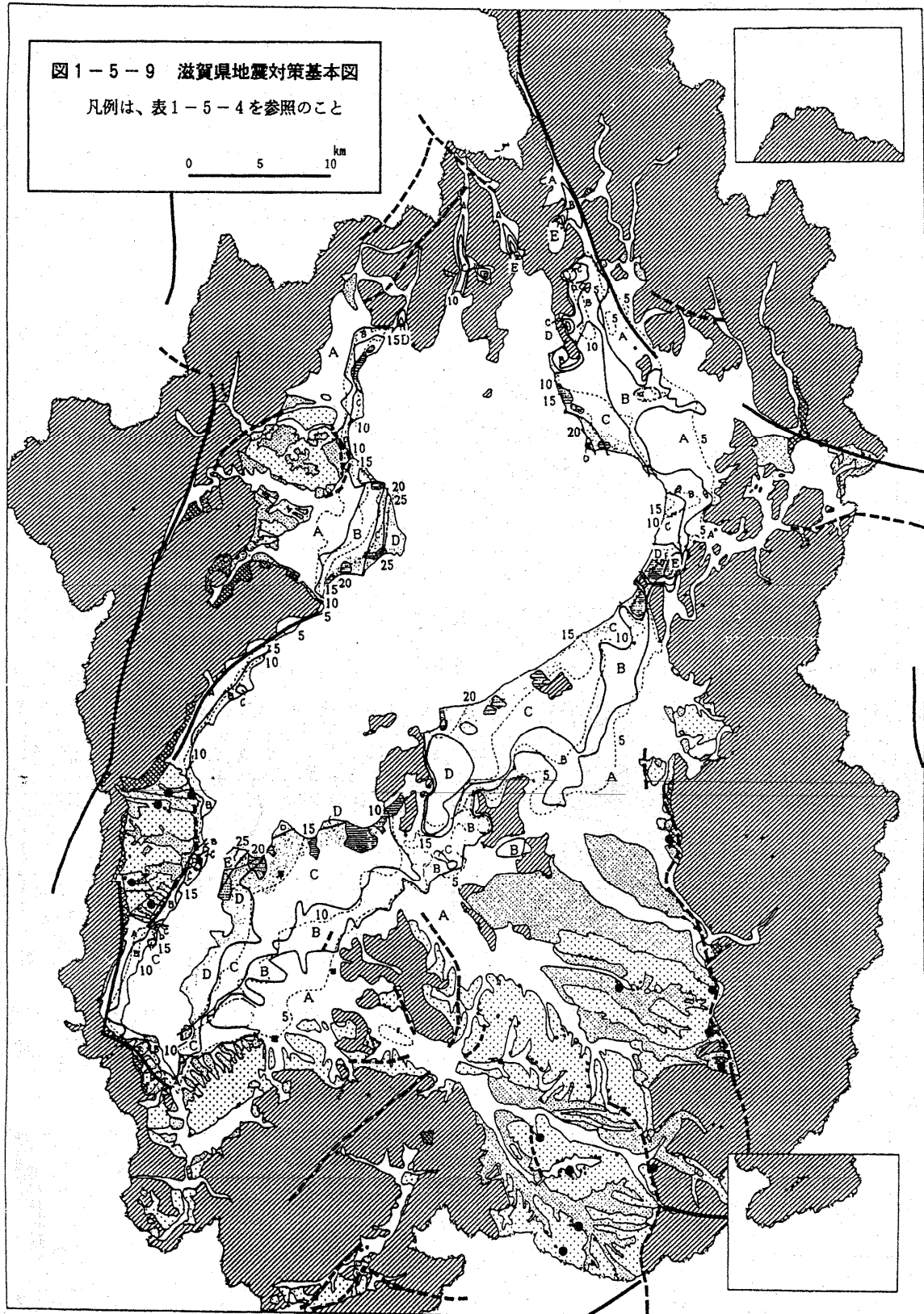
(1) 滋賀県地震対策基本図の作成

地震対策基本図の内容は、滋賀県域の地震防災対策の基礎的評価のために、地盤地質構造、防災上考慮すべき地震、表層地盤の動的特性、地盤別予想震度、軟弱地盤の耐震性について検討を行った結果をまとめたものである。表 1 - 5 - 4 にその内容を示す。

表 1 - 5 - 4 滋賀県地震対策基本図の内容

	凡 例	内 容			
沖積層の分布と地盤種別	沖積層等圧線(5 m間隔)			
地盤種別と予想震度	地 盤 種 別	地盤の卓越周期	近距離地震 予想震度	東海地震 予想震度	
	A (岩 盤)	~0.2	-	-	
	B (洪積地盤)	0.2~0.3			
	C (洪積ないし 沖積地盤)	0.3~0.5	+		
	D (沖積地盤)	0.5~0.7			
E (沖積地盤)	0.7~	-			
地形学的にみた軟弱地盤		埋立地			
		干拓地			
		旧湿地(明治25年~30年旧陸軍測量部地形図による)			
地 質 区 分		地 質 区 分	地 質 時 代	地 形	
		沖 積 層	新 生 代	~ 新第四紀 ~ 新第三紀	平 野
		崖 錐			丘 陵
		断 丘 層			
		古琵琶湖層群 鮎河層群			
	花こう岩類 流紋岩類 古生層	中 生 代 古 生 代	周 辺 山 地 (基盤岩)		
液 状 化 発 生		歴史地震における液状化の発生地点			
		液状化発生可能地域			
地 す べ り ・ 崖 崩 れ		地すべり防止指定区域			
		急傾斜地崩壊危険区域			
活 断 層		長さ15 km 以上の活断層			
		確実度 I と認定された活断層			

1-5-9 滋賀県地震対策基本図



第6節 琵琶湖西岸断層帯等の地震による被害想定

(平成17年4月14日公表)

1 前提条件

(1) 想定地震

5ケースの地震を対象とした。

琵琶湖西岸断層帯による地震(破壊開始点について、破壊進行方向の地震動が大きくなる影響を考慮して、次の3ケースについて想定)

ア ケース1

堅田断層部の小さいアスペリティの南下に破壊開始点を配置した場合(大津市の中央付近)

イ ケース2

堅田断層部の小さいアスペリティの北下に破壊開始点を配置した場合(大津市と旧志賀町の境界付近)

ウ ケース3

饗庭野断層部の大きいアスペリティの中下に配置した場合(高島市の中央付近)

アスペリティ=断層面上で大きな加速度をもつ強震動を発生させる部分

花折断層帯による地震

東南海・南海地震(中央防災会議の地震動予測結果に基づく)

(2) 想定時季

火災発生等に影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とした。また、地震発生時刻の違いによる被害量の差異を把握するため、他の時間帯についても検討を加えた。

早朝(5:00頃)

人の活動がほとんどない時間帯 建物倒壊による人的被害が大きい

昼間(15:00頃)

日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯

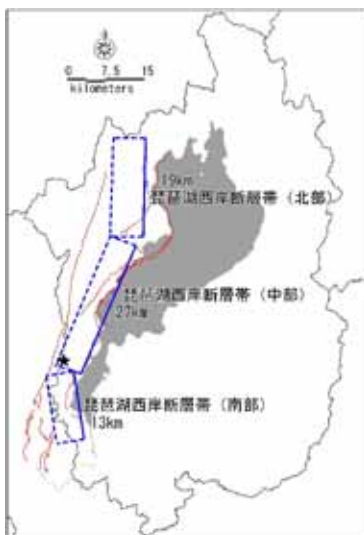
夕刻(18:00頃)

一般火気使用率が高い時間帯 火災出火が多い

(3) 想定項目

地震災害の基礎的な被害量を予測した。

- ・ 建物被害(全壊/半壊棟数と分布)
- ・ 人的被害(死者/負傷者数と分布,避難者数)
- ・ 地震火災(炎上出火件数)



琵琶湖西岸断層帯地震
(ケース1)



琵琶湖西岸断層帯地震
(ケース2)



破壊開始点
琵琶湖西岸断層帯地震
(ケース3)

2 想定結果

想定地震による被害量の予測は、平成7年1月の兵庫県南部地震の被災データ（地震動～被害の関係）に基づいた。想定結果の総括を表-1に、各市町の想定結果を図-1～図-3および表-2～表-6に示す。

表-1 地震被害想定総括表

想定地震	発生時刻	建物被害		人的被害			地震火災	避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	炎上出火件数	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース1〕	早朝	45,994	54,078	1,274	10,166	650	39	82,889
	昼間			857	7,941	511	93	
	夕刻			898	7,635	493	93	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース2〕	早朝	43,463	53,711	1,173	9,907	639	37	80,630
	昼間			851	7,389	474	87	
	夕刻			848	7,352	478	87	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース3〕	早朝	37,976	51,689	885	9,947	622	30	72,947
	昼間			676	7,604	469	73	
	夕刻			653	7,402	467	73	
花折断層地震	早朝	6,665	23,392	126	4,475	345	9	23,262
	昼間			94	3,416	267	19	
	夕刻			89	3,289	257	19	
東南海・南海地震	早朝	1,427	5,848	50	702	50	ほぼ0	5,336
	昼間			41	500	41	ほぼ0	
	夕刻			43	531	44	ほぼ0	

*) 重傷者数は、負傷者数の内数 *) 避難者数は避難所生活者の最大数

*) 東南海・南海地震については、中央防災会議の手法を基本に、計測震度と建物被害率との相関関係より算出

想定結果の留意点

滋賀地域の建物は、兵庫県南部地震により被災した神戸・阪神間の当時の建物に比べて以下のような違いも有している。よって、今回の想定結果は、過去の事例に基づく可能性の範疇にはあるが、比較的上限值に近いものであるとも考えられる。しかしながら、地震災害においては過去の経験を超えた予期せぬ事態が発生する場合もあるので、この数値を今後の地震防災検討の基礎資料とした。

- ・ 神戸阪神地域の建物は老朽化による耐力の劣化や構造的に耐力が不足していた木造建築物が多く、構造的に脆弱で被害率が高かったとの指摘がある。
- ・ 滋賀県域では築30年以上の古い建物であっても伝統工法による建物や積雪地域の特徴として柱が太く強化された建築物などが多く、神戸地域の被害率は多少過大な評価である可能性を有している。
- ・ このことは、例えば鳥取県西部地震における建物被害が兵庫県南部地震における被害率を下回ったことにも類似する。

表-2 琵琶湖西岸断層帯地震(ケース1)による市町の被害

市町	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
			早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	
大津市	20,810	19,948	616	431	435	3,759	3,185	2,892	217	181	166	19	45	45	36,953
彦根市	23	992	1	2	1	144	143	97	14	13	10	ほぼ0	1	1	679
長浜市	4	22	1	1	1	5	4	4	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	20
近江八幡市	255	4,044	7	4	5	658	398	437	54	34	37	1	2	2	3,046
草津市	6,401	7,164	189	102	123	1,860	1,294	1,419	114	83	88	6	14	14	12,831
守山市	5,254	5,456	118	82	84	1,240	987	916	68	53	50	4	9	9	9,086
栗東市	345	2,507	7	6	5	605	520	475	47	41	38	1	2	2	2,683
甲賀市	1	365	1	1	1	52	41	38	6	5	4	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	248
野洲市	1,397	3,443	35	20	25	656	559	497	48	41	37	1	3	3	3,662
湖南市	6	69	0	0	0	14	12	11	2	2	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	63
高島市	7,403	5,947	189	149	142	719	541	527	39	29	29	5	11	11	8,718
東近江市	1	105	1	1	1	18	13	15	2	2	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	85
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	4,044	2,867	100	49	66	267	136	179	15	8	10	2	6	6	4,047
安土町	0	4	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	3
蒲生町	1	168	1	1	1	22	12	17	3	2	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	107
日野町	1	46	1	1	1	7	3	5	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	31
竜王町	1	109	1	1	1	15	13	12	2	2	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	72
能登川町	4	212	1	1	1	29	22	20	3	3	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	137
秦荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浅井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虎姫町	0	17	1	1	1	3	2	2	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	12
湖北町	5	123	1	1	1	16	7	13	2	1	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	75
びわ町	30	192	1	1	1	37	23	28	4	3	3	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	156
高月町	1	67	1	1	1	10	8	8	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	47
木之本町	0	53	0	0	0	7	7	5	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	30
余呉町	0	7	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	4
西浅井町	7	151	1	1	1	21	9	16	3	1	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	94
総計	45,994	54,078	1,274	857	898	10,166	7,941	7,635	650	511	493	39	93	93	82,889

表-3 琵琶湖西岸断層帯地震(ケース2)による市町の被害

市町	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
			早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	
大津市	23,772	20,176	719	542	524	3,500	2,816	2,664	200	155	150	22	50	50	39,772
彦根市	7	721	1	1	1	93	58	59	10	6	6	ほぼ0	1	1	447
長浜市	13	284	1	1	1	51	37	39	6	4	4	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	232
近江八幡市	313	4,079	7	4	5	667	377	428	52	31	35	1	2	2	3,021
草津市	3,368	7,393	68	41	45	2,054	1,362	1,531	125	85	95	3	8	8	10,477
守山市	3,974	5,275	85	61	61	1,097	919	807	69	55	51	3	6	6	7,716
栗東市	588	1,939	10	8	7	524	424	411	39	33	31	1	2	2	2,490
甲賀市	0	6	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	4
野洲市	765	3,298	18	10	14	616	490	467	48	40	37	1	2	2	3,080
湖南市	10	49	1	1	1	13	10	10	2	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	55
高島市	6,686	5,924	162	130	121	751	582	556	40	31	30	4	10	10	8,216
東近江市	0	54	0	0	0	9	6	8	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	42
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	3,922	2,902	95	47	63	297	149	199	16	8	11	2	6	6	4,001
安土町	2	3	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	3
蒲生町	0	6	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	4
日野町	0	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	1
竜王町	1	34	0	0	0	5	3	4	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	23
能登川町	9	658	1	1	1	86	58	58	9	6	6	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	409
秦荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浅井町	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	1
虎姫町	1	151	1	1	1	27	22	20	3	3	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	127
湖北町	5	124	1	1	1	16	7	12	2	1	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	74
びわ町	20	359	1	1	1	59	36	45	6	4	5	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	269
高月町	0	47	0	0	0	7	8	5	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	30
木之本町	0	73	1	0	0	9	10	7	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	40
余呉町	0	6	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	4
西浅井町	7	147	1	1	1	20	9	16	2	1	2	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0	92
総計	43,463	53,711	1,173	851	848	9,907	7,389	7,352	639	474	478	37	87	87	80,630

表-4 琵琶湖西岸断層帯地震(ケース3)による市町の被害

市町	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
			早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	
大津市	16,107	20,748	368	294	277	4,157	3,333	3,134	235	181	176	14	33	33	33,404
彦根市	33	1,424	2	1	1	207	134	138	20	14	14	ほほ0	1	1	976
長浜市	1,497	3,090	21	17	16	571	489	434	33	28	25	1	3	3	3,307
近江八幡市	35	568	1	1	1	83	40	52	8	4	5	ほほ0	1	1	380
草津市	3,408	7,049	71	39	47	1,752	1,155	1,297	114	78	86	3	7	7	9,908
守山市	2,642	5,322	41	32	30	1,240	1,097	914	76	64	56	2	4	4	6,649
栗東市	233	1,778	5	4	4	445	367	346	36	30	29	1	2	2	1,941
甲賀市	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	1
野洲市	348	1,359	6	3	4	233	162	173	18	14	14	ほほ0	1	1	1,208
湖南市	9	36	1	1	1	10	11	8	1	2	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	38
高島市	10,861	5,512	317	253	234	595	447	442	31	23	23	8	18	18	10,527
東近江市	1	76	1	1	1	12	7	9	2	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	54
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	2,490	3,091	40	20	27	374	187	252	20	10	13	1	3	3	3,205
安土町	0	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	2
蒲生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竜王町	1	16	1	1	1	3	2	2	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	11
能登川町	7	354	1	1	1	43	25	29	5	3	3	ほほ0	ほほ0	ほほ0	204
秦荘町	0	12	0	0	0	2	1	2	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	8
愛知川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浅井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虎姫町	2	210	1	1	1	42	34	32	5	4	4	ほほ0	ほほ0	ほほ0	200
湖北町	5	113	1	1	1	15	7	12	2	1	2	ほほ0	ほほ0	ほほ0	69
ひわ町	284	726	4	3	3	131	85	100	8	6	7	ほほ0	ほほ0	ほほ0	722
高月町	0	29	1	1	1	5	3	4	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	24
木之本町	6	30	1	1	1	6	7	5	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	22
余呉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西浅井町	7	143	1	1	1	19	9	15	2	1	2	ほほ0	ほほ0	ほほ0	87
総計	37,976	51,689	885	676	653	9,947	7,604	7,402	622	469	467	30	73	73	72,947

表-5 花折断層地震による市町の被害

市町	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
			早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	
大津市	3,868	12,229	75	51	50	2,630	2,141	1,970	190	160	145	5	11	11	13,690
彦根市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長浜市	1	6	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	5
近江八幡市	6	10	1	1	1	3	1	2	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	9
草津市	220	1,843	3	2	2	404	219	277	39	22	27	1	2	2	1,732
守山市	184	1,586	3	2	2	313	247	221	27	23	20	1	1	1	1,374
栗東市	23	61	1	1	1	21	13	17	3	2	2	ほほ0	ほほ0	ほほ0	77
甲賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野洲市	19	88	1	1	1	18	9	13	2	1	2	ほほ0	ほほ0	ほほ0	72
湖南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高島市	2,174	5,396	37	32	28	785	633	587	53	41	39	2	4	4	4,953
東近江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	158	2,094	3	2	2	285	141	189	26	13	17	ほほ0	1	1	1,292
安土町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蒲生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竜王町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能登川町	4	41	1	1	1	7	5	5	1	1	1	0	ほほ0	ほほ0	28
秦荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浅井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虎姫町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湖北町	0	4	0	0	0	1	1	1	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	2
ひわ町	8	34	1	1	1	7	5	6	1	1	1	ほほ0	ほほ0	ほほ0	28
高月町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木之本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
余呉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西浅井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	6,665	23,392	126	94	89	4,475	3,416	3,289	345	267	257	9	19	19	23,262

表-6 東南海・南海地震による市町の被害

市町	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
			早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	
大津市	192	534	1	1	1	40	39	32	1	1	1	ほほ	ほほ	ほほ	664
彦根市	174	788	4	3	3	96	71	71	5	3	3	ほほ	ほほ	ほほ	645
長浜市	56	278	1	1	1	27	24	20	1	1	1	0	ほほ	ほほ	232
近江八幡市	190	885	9	6	7	142	92	107	9	6	7	ほほ	ほほ	ほほ	744
草津市	80	242	1	1	1	22	13	15	1	1	1	0	ほほ	ほほ	318
守山市	66	179	1	1	1	14	11	10	1	1	1	0	ほほ	ほほ	216
栗東市	34	91	1	1	1	8	7	6	1	1	1	0	0	0	126
甲賀市	53	314	2	1	1	34	20	25	1	1	1	ほほ	ほほ	ほほ	214
野洲市	63	273	1	1	1	33	27	24	1	1	1	ほほ	ほほ	ほほ	255
湖南市	37	93	1	1	1	7	5	5	1	1	1	0	0	0	127
高島市	38	113	1	1	1	8	7	6	1	1	1	0	0	0	100
東近江市	133	709	4	3	3	101	71	80	5	3	4	ほほ	ほほ	ほほ	599
米原市	15	61	1	1	1	6	4	5	1	1	1	0	0	0	54
志賀町	22	44	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	41
安土町	41	160	2	2	2	27	17	18	2	2	2	ほほ	ほほ	ほほ	138
蒲生町	13	87	1	1	1	11	5	8	1	1	1	0	ほほ	ほほ	65
日野町	51	271	3	2	2	38	20	31	2	2	2	ほほ	ほほ	ほほ	197
竜王町	14	52	1	1	1	5	4	5	1	1	1	0	0	0	45
能登川町	58	292	3	2	2	41	28	28	3	2	2	ほほ	ほほ	ほほ	227
秦荘町	9	48	1	1	1	5	4	4	1	1	1	0	0	0	38
愛知川町	15	100	1	1	1	12	10	11	1	1	1	0	0	0	81
豊郷町	8	28	1	1	1	3	4	2	1	1	1	0	0	0	25
甲良町	5	26	1	1	1	4	3	3	1	1	1	0	0	0	29
多賀町	6	22	1	1	1	2	2	2	1	1	1	0	0	0	18
近江町	13	51	1	1	1	6	4	5	1	1	1	0	ほほ	ほほ	42
浅井町	2	5	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	5
虎姫町	6	19	1	1	1	2	2	1	1	1	1	0	0	0	18
湖北町	10	27	1	1	1	2	1	2	1	1	1	0	0	0	22
びわ町	9	30	1	1	1	3	2	2	1	1	1	0	0	0	27
高月町	7	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	14
木之本町	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
余呉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西浅井町	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
総計	1,427	5,848	50	41	43	702	500	531	50	41	44	ほほ	ほほ	ほほ	5,336

*) 重傷者数は、負傷者数の内数

*) 避難者数は避難所生活者の最大数

*) 東南海・南海地震については、中央防災会議の手法を基本に、計測震度と建物被害率との相関関係より算出

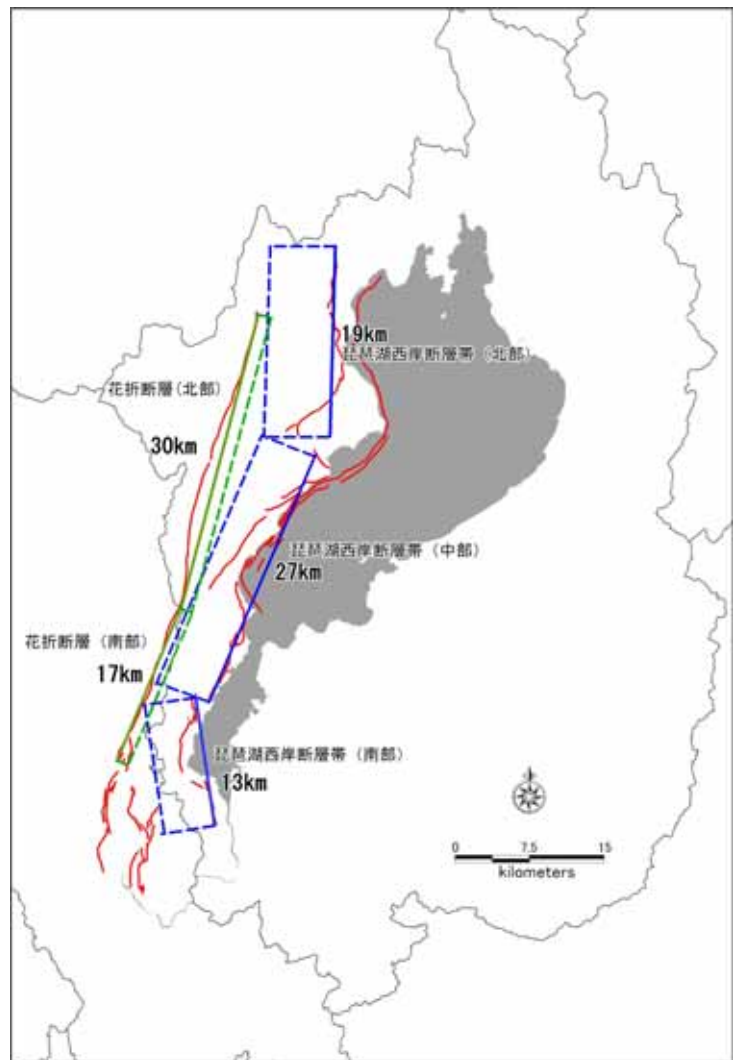
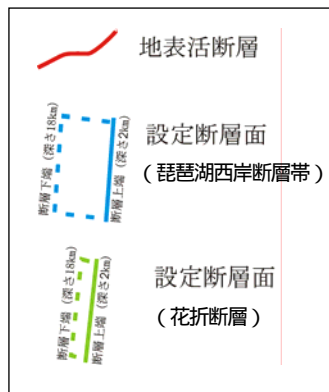
滋賀県各市町の建物・世帯・人口数 (特記なき数は平成 15 年度末現在)

市町名	建物棟数 (住家)			世帯数		人口		
	旧市町名 (平成 17 年 3 月時点)	総数	内、 昭和 55 年以前	内、 昭和 56 年以降	平成 15 年度末 (調査時点)	(参考) 平成 22 年 国勢調査	平成 15 年度末 (調査時点)	(参考) 平成 22 年 国勢調査
大津市	大津市	96,194	47,988	48,206	114,094	130,335	301,311	337,634
	志賀町	11,942	6,010	5,932	7,622		22,913	
彦根市	彦根市	44,500	23,462	21,038	37,996	43,896	107,101	112,156
長浜市	長浜市	24,295	14,465	9,830	22,099	43,015	62,031	124,131
	浅井町	6,572	4,132	2,440	3,727		13,365	
	虎姫町	2,158	1,485	673	1,958		5,871	
	湖北町	4,448	2,845	1,603	2,445		9,119	
	びわ町	3,180	1,901	1,279	2,090		7,840	
	高月町	4,521	2,647	1,874	2,910		10,502	
	木之本町	4,653	3,368	1,285	2,953		9,057	
	余呉町	2,330	1,540	790	1,263		4,192	
近江八幡市	近江八幡市	27,712	15,865	11,847	23,985	28,617	68,421	81,738
	安土町	5,209	2,676	2,533	3,703		12,232	
草津市	草津市	31,905	14,438	17,467	43,461	57,318	113,664	130,874
守山市	守山市	22,679	9,927	12,752	23,218	26,819	69,935	76,560
栗東市	栗東市	17,938	7,676	10,262	20,875	22,614	59,277	63,655
甲賀市	甲賀市	43,039	21,871	21,168	29,902	31,074	94,934	92,704
野洲市	野洲市	18,588	9,766	8,822	16,518	17,476	49,775	49,955
湖南市	湖南市	16,572	7,518	9,054	19,309	20,463	55,830	54,614
高島市	高島市	25,625	13,112	12,513	18,653	18,132	55,961	52,486
東近江市	東近江市	31,831	17,521	14,310	26,048	38,941	78,987	115,479
	蒲生町	6,145	2,964	3,181	4,291		15,057	
	能登川町	10,422	5,833	4,589	7,177		23,258	
米原市	米原市	14,727	9,090	5,637	9,742	12,952	32,092	40,060
	近江町	4,511	2,475	2,036	2,920		10,013	
日野町	日野町	10,755	6,199	4,556	7,125	7,678	23,266	22,870
竜王町	竜王町	5,359	3,068	2,291	3,926	4,413	13,302	12,916
愛荘町	秦荘町	3,428	1,997	1,431	2,126	6,761	7,944	20,118
	愛知川町	4,689	3,235	1,454	3,996		11,665	
豊郷町	豊郷町	3,140	1,650	1,490	2,462	2,541	7,341	7,566
甲良町	甲良町	2,783	1,613	1,170	2,355	2,320	8,405	7,500
多賀町	多賀町	4,159	2,815	1,344	2,597	2,383	8,531	7,761
総計		518,309	272,662	245,647	474,892	517,748	1,378,131	1,410,777

資料- 1 : 地震現象の予測結果

1 地震動予測

深層地盤構造モデル〔微動アレー探査結果（滋賀県 2004） 反射法地震探査結果（滋賀国道 2004）等の情報による〕と浅層地盤モデル〔約 9400 本のボーリングデータによる〕を設定し、ハイブリッド法による想定断層地震の強震動を予測した。



2 液状化予測

想定された地震動による液状化発生地域を、9,400 本のボーリングデータを用いて簡易判定法（道路橋示方書の式）により予測した。併せて、タイプ 1 地震（海溝型）タイプ 2 地震（内陸直下型地震）の滋賀県域の液状化危険度を予測した。

P_L 値と液状化の程度との関係

P_L 値	液状化の程度
0～5	液状化はほとんどなし，被害なし
5～10	液状化の程度は小さい，構造物への影響はほとんどない
10～20	液状化は中程度，構造物によっては影響の出る可能性がある
20～35	激しい液状化，噴砂が多く，直接基礎の建物が傾く場合あり
35 以上	非常に激しい液状化，大規模な噴砂と構造物の被害

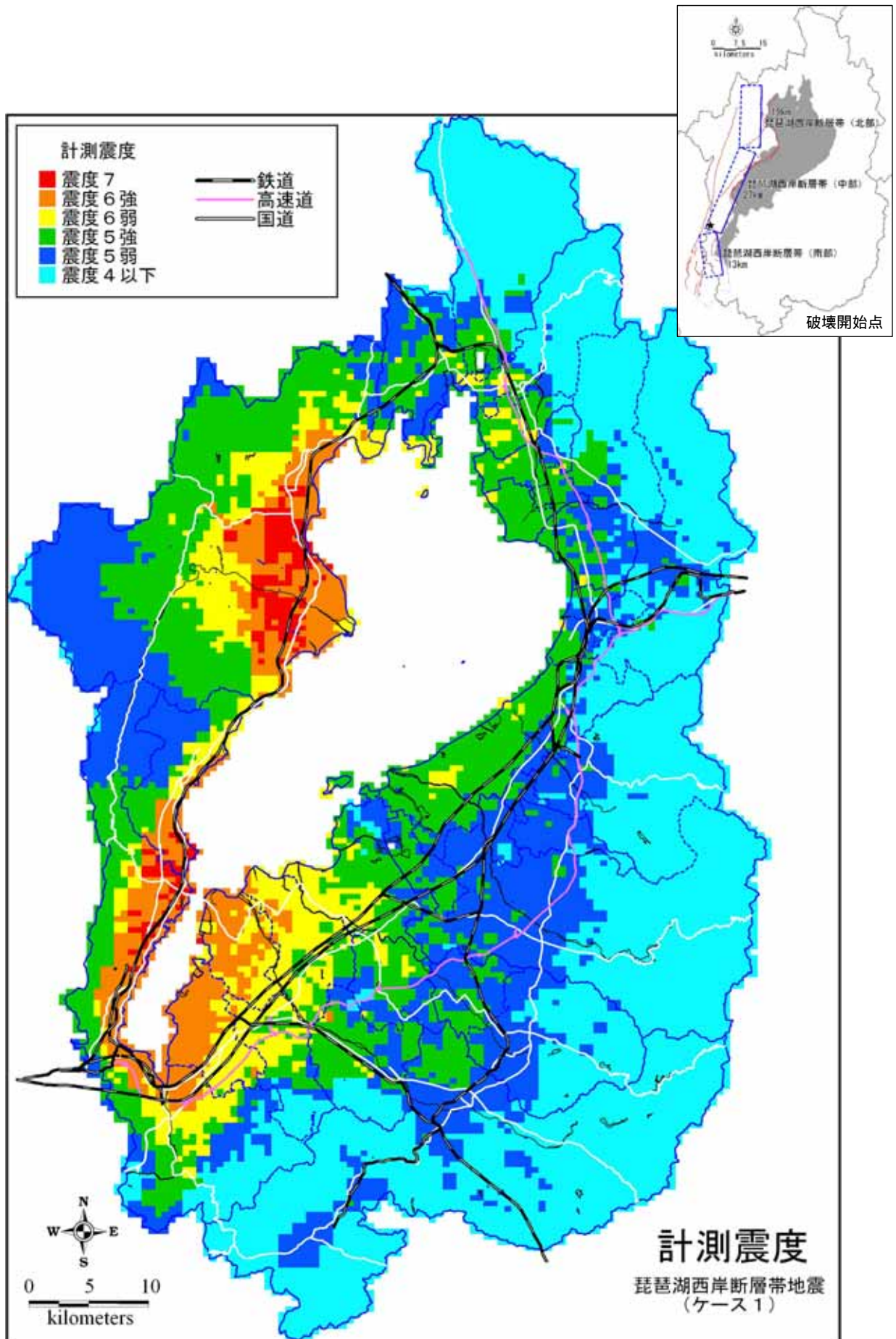


図 1-1 震度予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース1〕

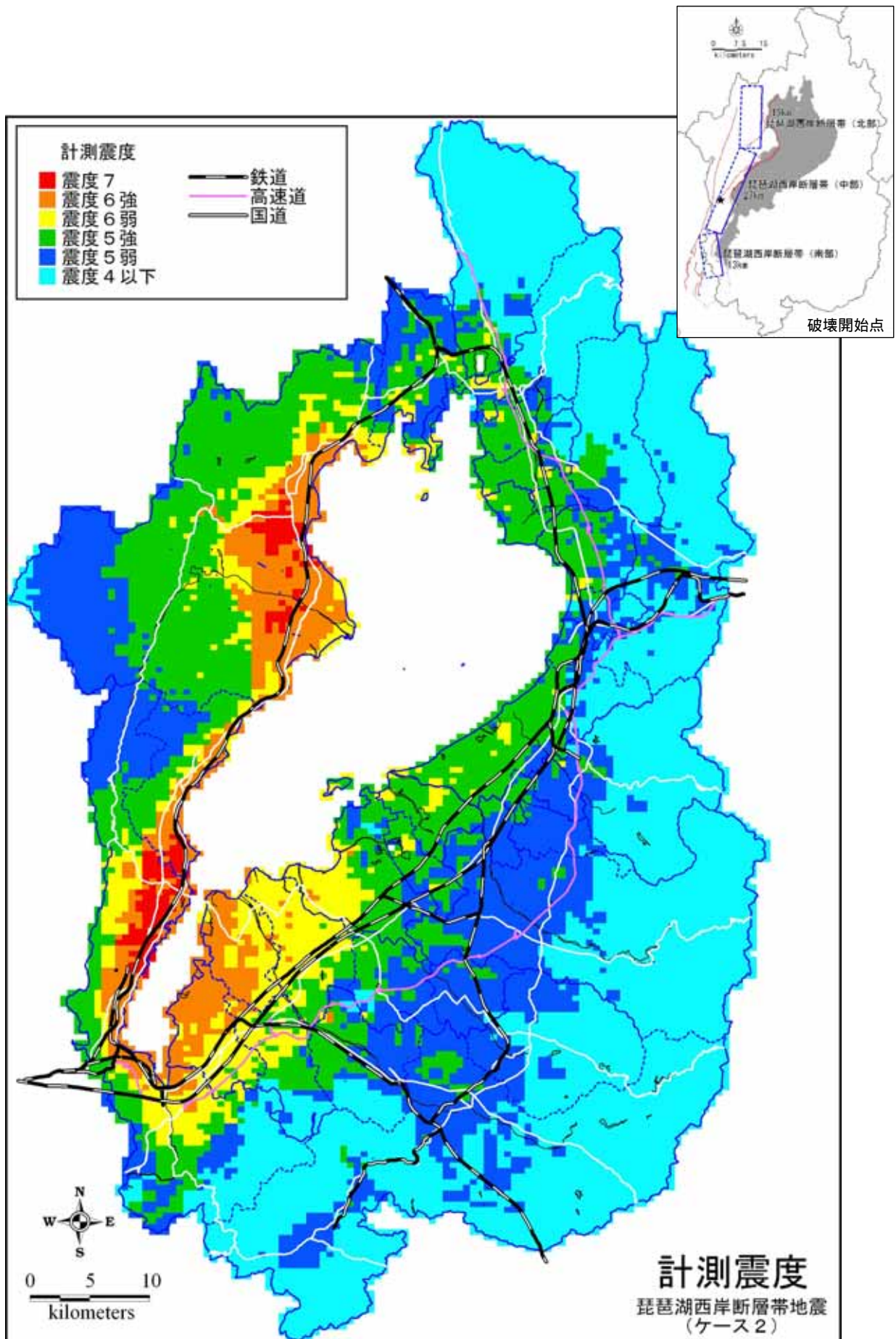


図 1-2 震度予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース 2〕

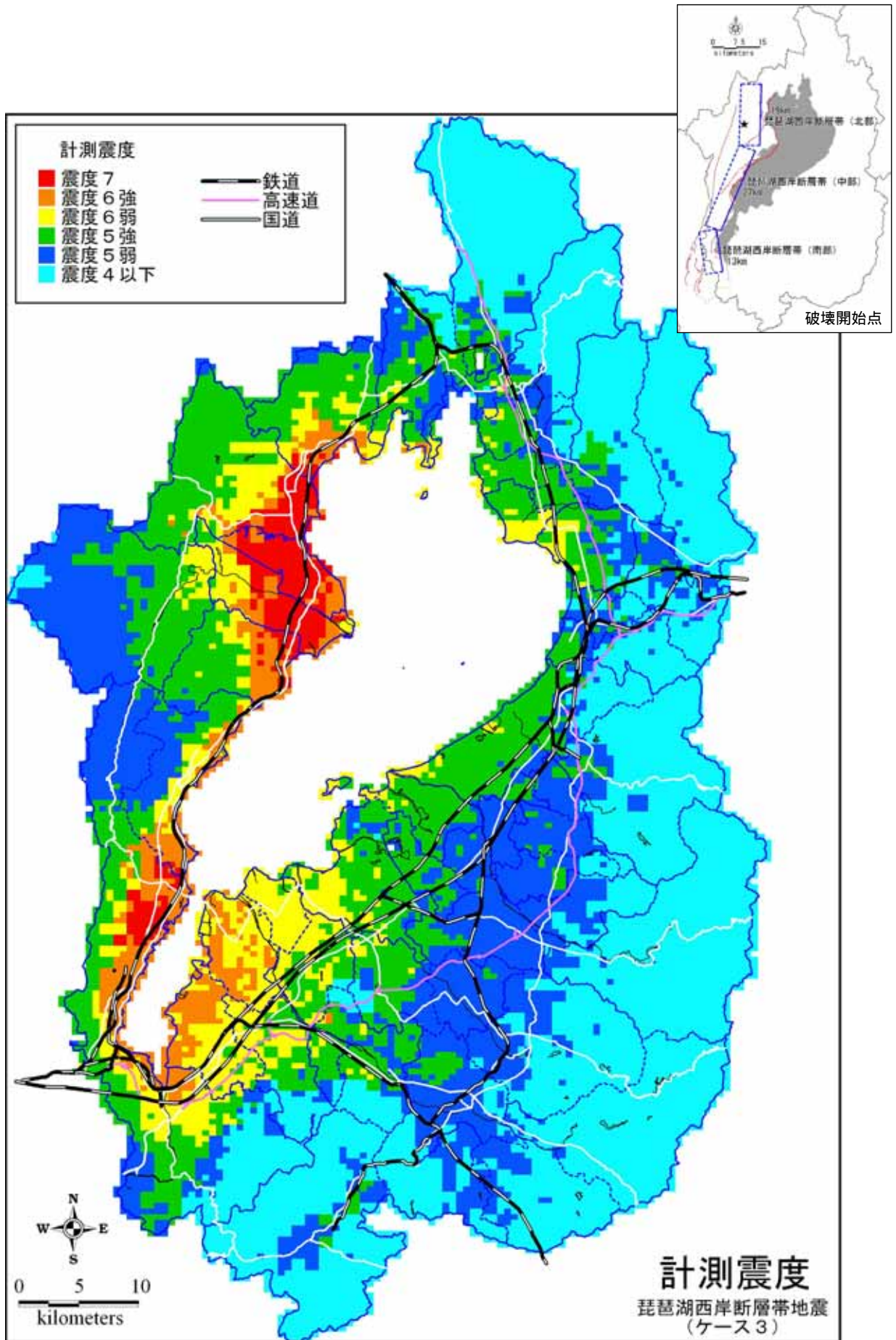


図 1-3 震度予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース3〕

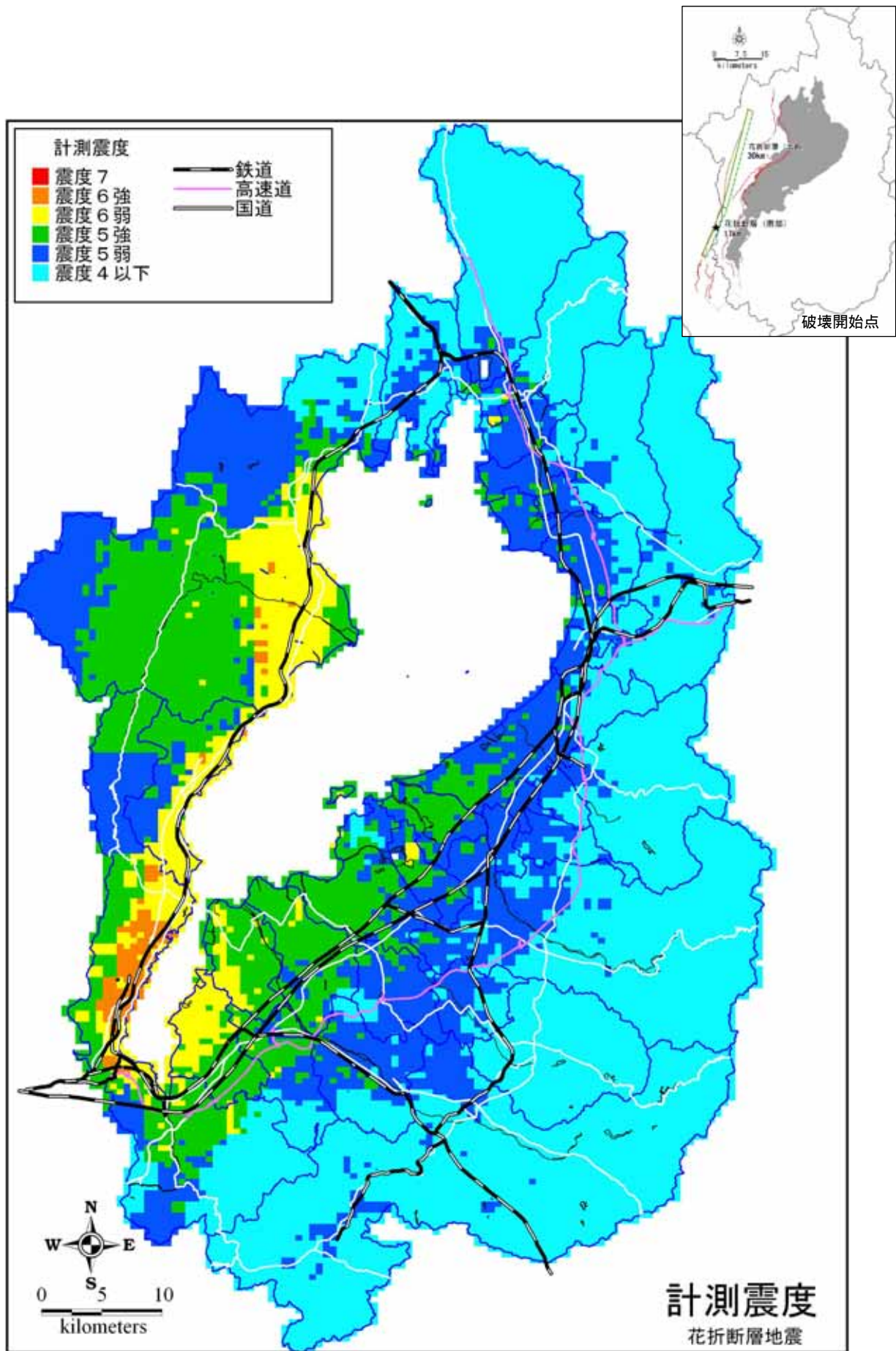


图 1-4 震度予測図〔花折断層地震〕

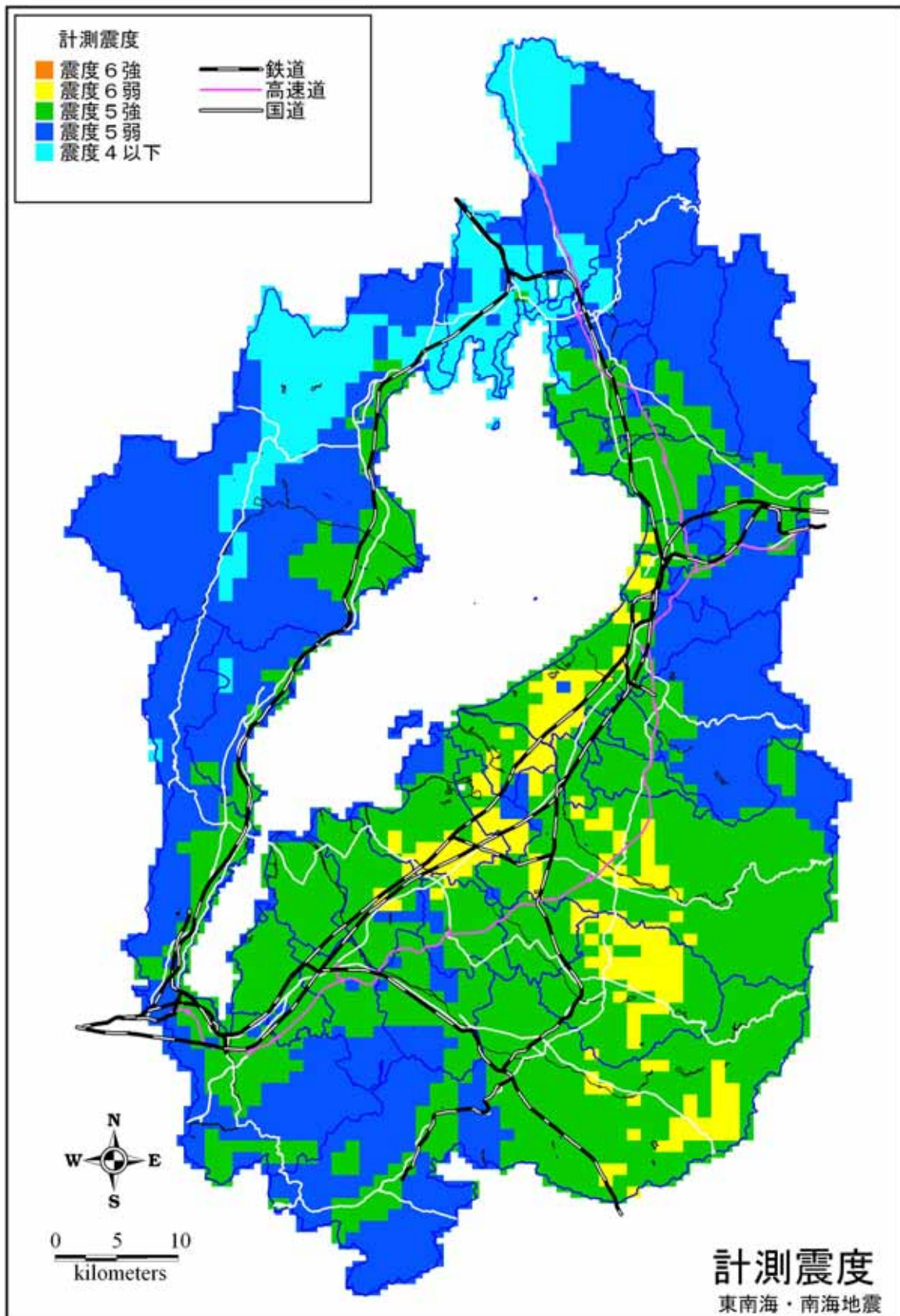


図 1-5 震度予測図〔東南海・南海地震〕(中央防災会議, 2003)

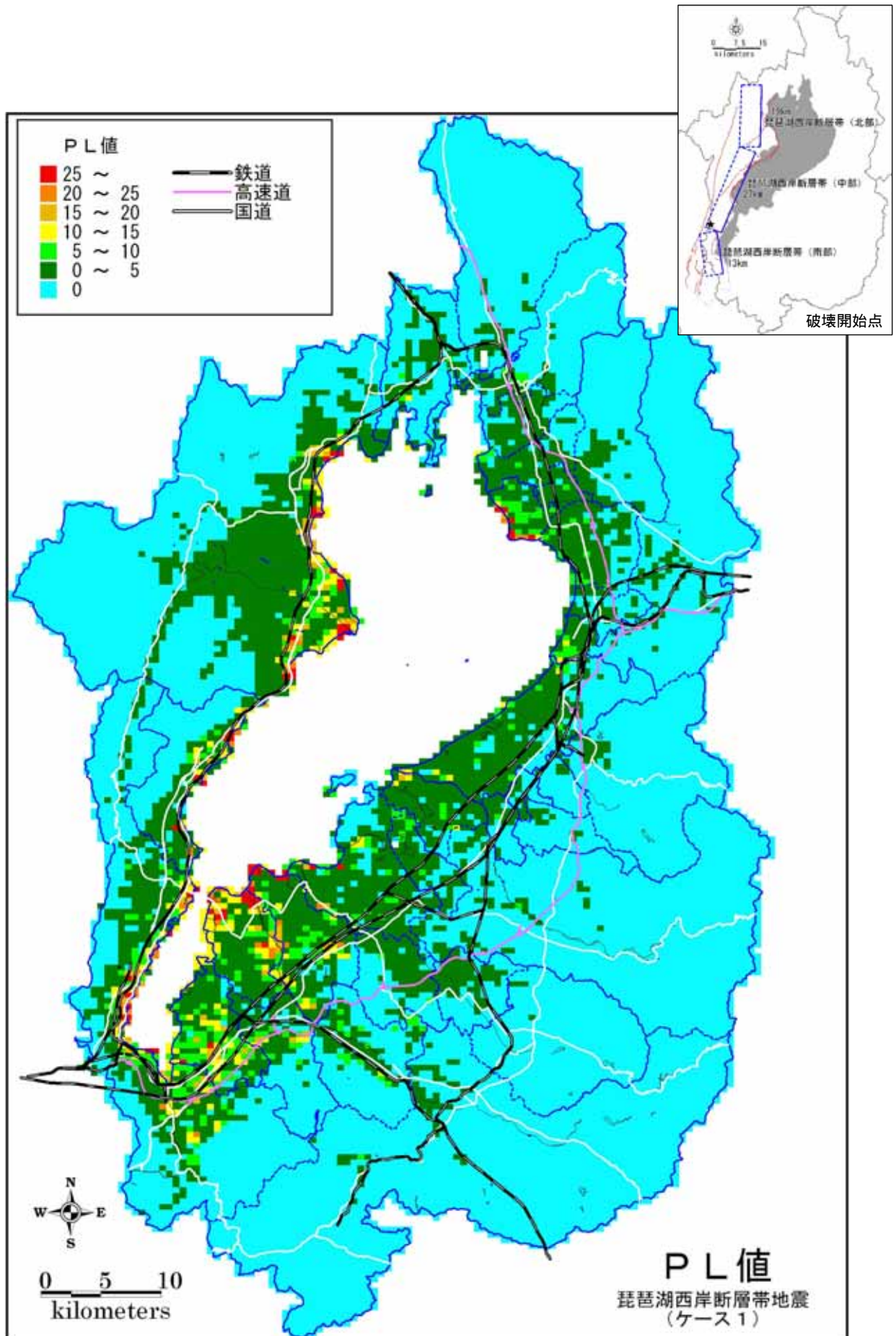


図 1-6 液状化予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース1〕
 (PL 10 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, PL 20 激しい液状化)

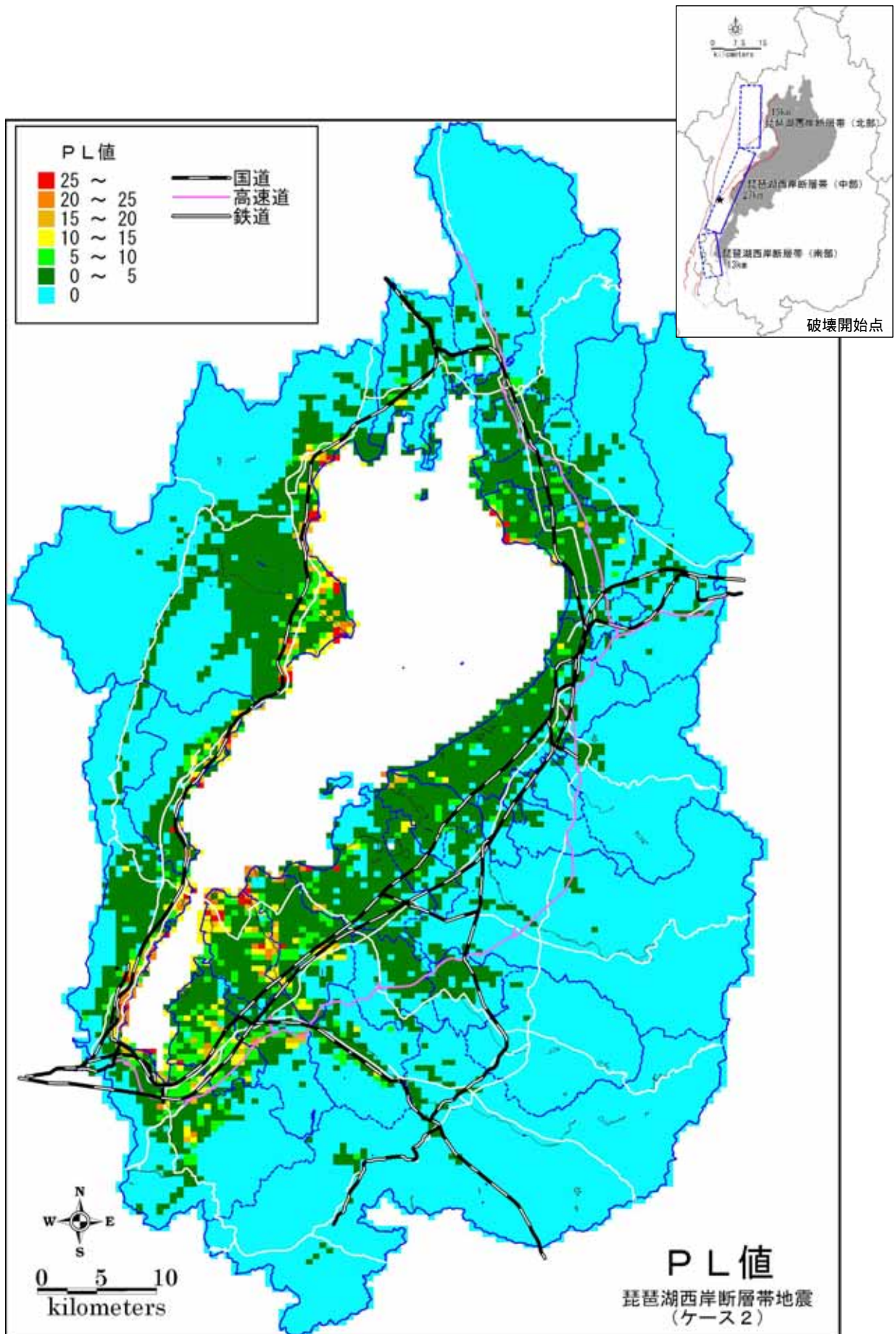


図 1-7 液状化予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース2〕
 (PL 10 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, PL 20 激しい液状化)

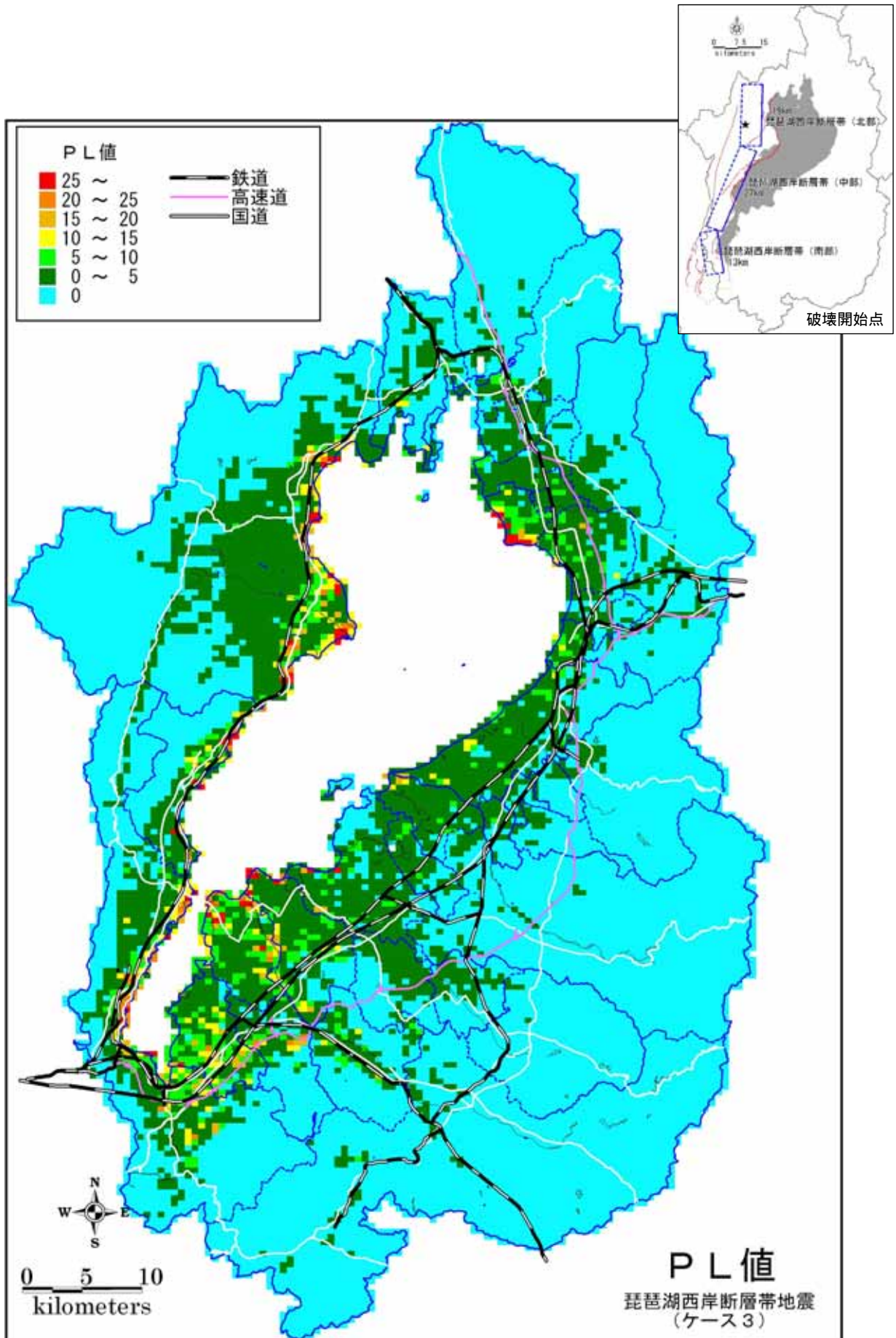


図 1-8 液状化予測図〔琵琶湖西岸断層帯地震：ケース3〕
 (PL 10 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, PL 20 激しい液状化)

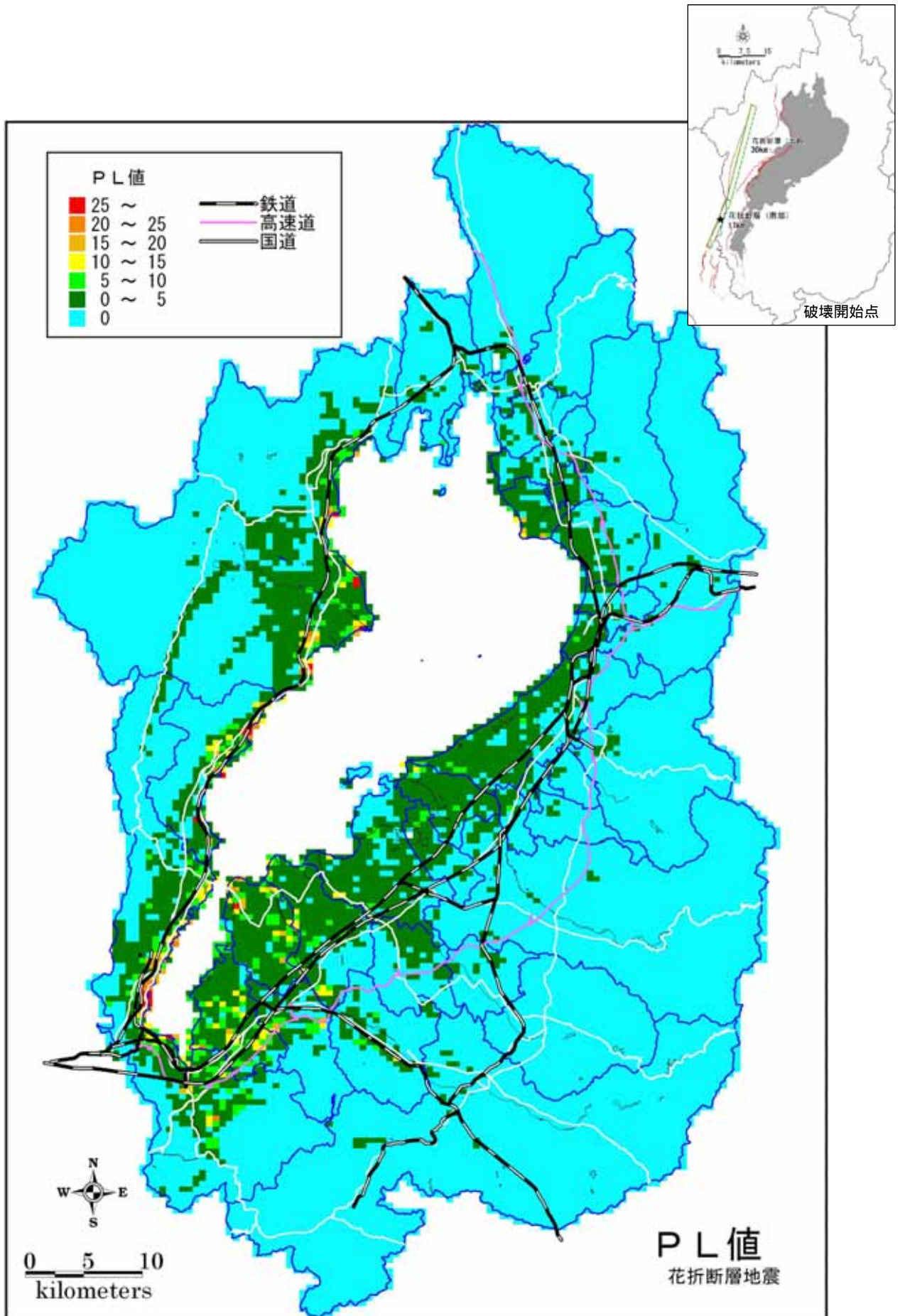


図 1-9 液状化予測図〔花折断層地震〕
 (PL 10 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, PL 20 激しい液状化)

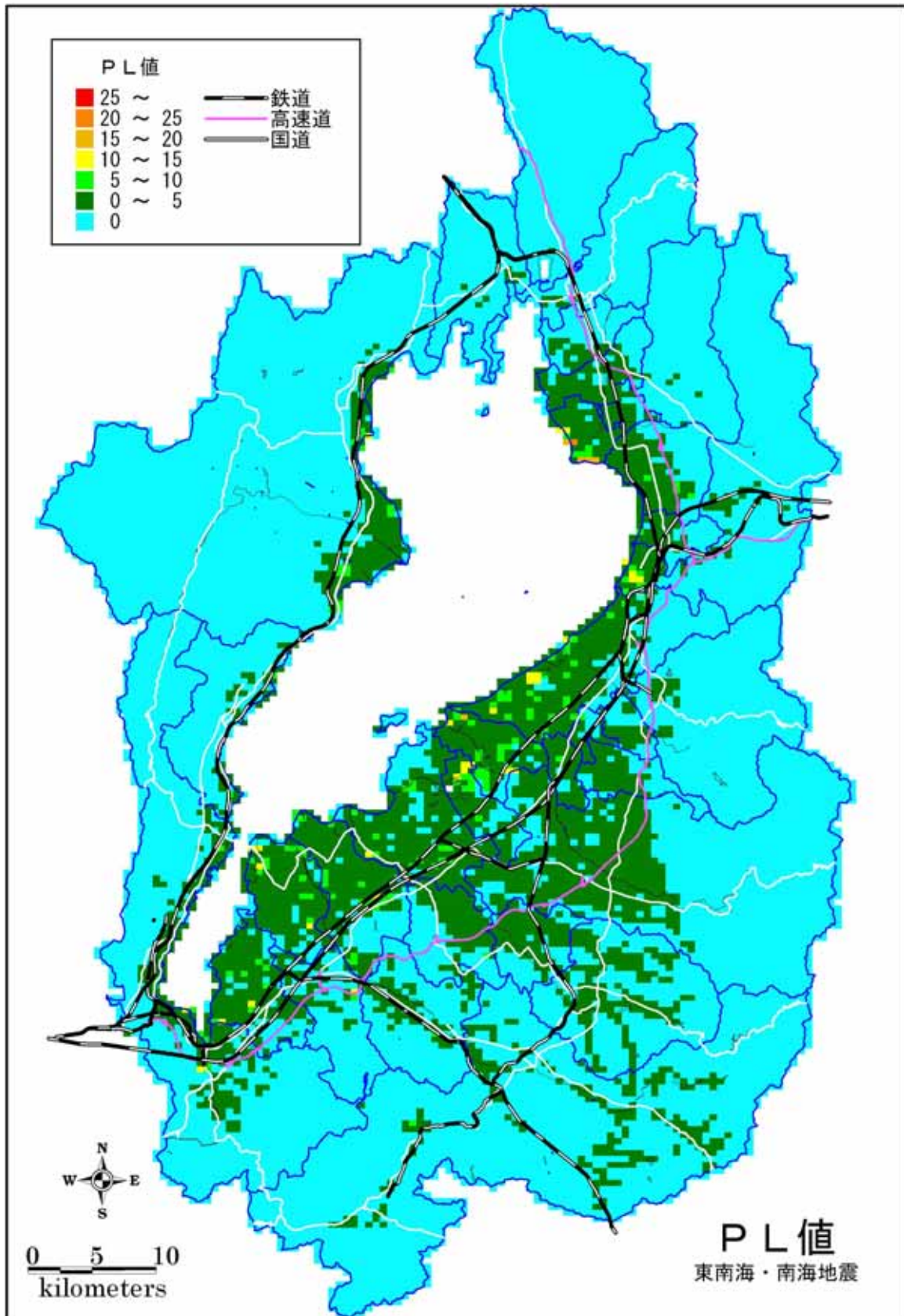


図 1-10 液状化予測図〔東南海・南海地震〕
 (P_L 10 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生, P_L 20 激しい液状化)